

# 本紙 創刊50周年

本紙『税理士新聞』は今年で創刊50周年を迎えた。創刊した昭和49(1974)年はオイルショック(第一次石油危機)の影響が大きく、消費者物価指数は前年比で23%上昇。「狂乱物価」という造語まで生まれ、日本中がパニック状態となった。

政府・日銀はインフレ抑制のために公定歩合の引き上げを決定。これにより企業の設備投資が急激に減少した。「省エネ」への取り組みが盛んになったのもこの年からで、百貨店ではエスカレーターの運転を中止、繁華街のネオンは「早期消灯」となり、ガソリンスタンドは日曜休業を実施した。

この年、日本は戦後初のマイナス成長を経験す

ることになり、それまでの金融緩和政策と「列島改造ブーム」による地価高騰に象徴される高度経済成長は、ここに終焉を迎えた。

長引く不況により中小企業の多くが苦境に立たされ、倒産を余儀なくされる事業者の増加や、経営者の自殺の急増が社会問題にまで発展した。

本紙は、社会・経済状況がきわめて困難なこの時期にあえて、「中小企業経営者の力強いサポーター」である税理士・会計事務所のための唯一の業界紙として創刊。スタートから半世紀にわたって「税界とともに歩む」ことで紙齢を重ねてきた。

それが可能だったのは、読者の皆様による絶大なご支援とご支持があったからにほかならない。ご愛読に感謝し、今号は「創刊50周年記念特集号」としてお届けする。

## 税界唯一の専門新聞として

本紙が創刊した昭和49年には、会社法の前身となる商法監査特例法(平成18年5月1日、会社法の施行に伴い廃止)が成立。税界ではこの年、全国税理士共栄会が設立された。また、アメリカではこの年の8月、ウォーターゲート事件で追い詰められたニクソン大統領が辞任している。

「社会」の話題としては、フィリピンのルバンゲ島から小野田寛郎元陸軍少尉が帰還。「スポーツ」では、ボクシングWBC世界ライト級タイトルマッチで挑戦者のガッツ石松(ヨネクラボクシングジム=当時はNPヨネクラ。エヌピー通信社・ヨネクラ共同設立)がチャンピオンのロドルフォ・ゴンザレス(メキシコ)を破り世界王座を獲得。プロ野球では「ミスター」長嶋茂雄が、大相撲で

は琴桜と北の富士の2横綱が、いずれも引退した年として記憶されている。

この50年間で、税理士・会計事務所業界を対象とした「専門」雑誌などがいくつも生まれては消えていった。その多くが税理士を「商売相手」「消費対象」としていたのに対し、本紙『税理士新聞』は税理士・会計事務所業界とともに、あくまでも長期的視野に立って「顧問先の発展をベースに日本経済を牽引する特別職」の理想を追求する新聞としての大義を堅持してきた。

「税理士法」がその第1条に「税理士の使命」として掲げる崇高な精神を、本紙はこれまでも、そしてこれからも尊重する。他の媒体が税理士・会計事務所業界からの支持を得られぬまま、休刊・

当時のそれと酷似していることに驚く。しかし、創刊当時が高度経済成長期に終わりを告げた「好況の出口」だったのに対し、今日は失われた30年を経てもなお「デフレからの脱却」という掛け声のもとで、いまだ明確に見えてこない「不況の出口」にある点が大きく異なる。

昨年から引き続き「政治とカネ」の問題は解明されないままだ。「増税メガネ」というあだ名まで付けられて批判されている首相は、それでもお構いなしに「ステルス増税」を連発。国民の負担を増やす政策を次々と打ち出している。税理士・会計事務所業界はこうした「増税時代」にあつて、納税者・国民の負担に代えていかなければならない。

税理士だけが持つさまざまな税務ナレッジを駆使し、その手腕を存分に発揮する場面が増えていくのは間違いない。本紙『税理士新聞』は、媒体

力の一層の強化・拡充を図り、「増税時代」に増加することが確実な「相続」のシーンで税理士が活躍できるよう、最大限の紙面を割いて有意義な情報を積極的に発信・提案していく。

税理士・会計事務所業界とともに歩んできた本紙の50年。それは、常に中小企業の指導役として期待され、経営者のよき相談役として親しまれてきた税理士の姿を追い続けてきた時間にはほかならない。税理士のそうした姿は、将来にわたっても変わることがないだろう。

しかし、「時代」は大きな変革のときを迎えている。税理士制度が確立して以来、基本的にその業務に大きな変化はなかったものの、今後はDX化の進展などによって、かつてないほどの荒波にもまれることが予想される。

## 社告 『税理士新聞』創刊50周年 ご挨拶

いつもご愛読いただき誠にありがとうございます。おかげさまで『税理士新聞』は今年、創刊50周年を迎えました。

「税界とともに、半世紀を歩み続けてきた本紙は、これからは「税界唯一の専門新聞、として、税制・税務・財務のタイムリーな情報を発信し続けることで、紙齢を重ねてまいります。引き続きご愛読を賜りますよう、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

エヌピー通信社  
代表取締役社長 会田 宣也

廃刊を余儀なくされるなかで、本紙が50年間、業界専門紙としてあり続けた理由はここにあると自負する。

本紙は半世紀前、「それまで継続してきた金融緩和政策の終焉と金利の引き上げ」、そして「物価・燃料の高騰」という状況のなかで産声を上げた。50年を経た今日の経済状況が、あまりにも

## 税理士・会計事務所業界とともに

モノの値段や労働の価値など、急速に進む世界的な「平準化、とどう向き合っていくべきなのか。「税務ナレッジの提供」というサービスへの対価が、世界的に進む「平準化、のなかでその価値を下げるようなことがあってはならない。税理士業界は他士業との業際・業域問題などという狭い範囲にとどまることなく、グローバルな視野でこうした国際的な課題にも取り組んでいかなければならない。

これまでも、そして、これからも、本紙『税理士新聞』は、税理士・会計事務所業界とともにある。会計事務所経営にとって最善の方策をいち早く発信すると同時に、税界唯一の専門業界紙としての特性を活かし、業界が直面するさまざまな問題の本質を見据えた報道姿勢を貫いていく。

## free 受取請求書 OCRで自動仕訳

free (佐々木大輔CEO) が、同社の受取請求書管理サービス「free支出管理 受取請求書」に明細OCR機能を追加した。メールや専用Webサイト、スキャン代行、外部ストレージ連携で請求書を受け取った際に、1枚の請求書に対し複数行の明細内容(項目、単価、数量、金額)をAI-OCRが読み取り、明細仕訳を一括入力するもの。



請求書詳細、書類詳細の画面で取引先・請求総額・取引日・支払期日の読み取り位置がハイライト表示されるため、AI-OCRでどの値が反映されたの

か視覚的に確認しやすくなっている。支出管理業務が多い企業向けの「free支出管理 Fullプラン」で利用できる。同機能は特許を申請中だという。

## PayPay 納税アイコンをトップへ

スマートフォン向け決済アプリ「PayPay」が税金コンテンツにアクセスするアイコン「税金の支払い」を、トップ(ホーム)画面へ配置した。

また、納税通知書や水道光熱費の請求書上のバーコードを読み取って支払える「PayPay請求書払い」のアイコンの表示名を「請求書/税金」に変更した。内容も一部リニューアルされ、直近の決済履歴1件分をトップ画面で確認できるようになっている。



## TKC「定額減税」解説動画公開

TKC(飯塚真規社長)が同社HPに動画「給与担当者のための『なるほど!定額減税』」を公開した。6月から始まる1人当たり4万円の定額減税を解説する。

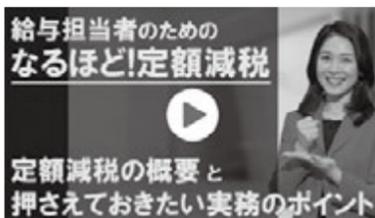
動画は約13分。給与担当者が実務で押さえておきたいポイント、今後の実務の流れなどを説明する。併せて解説サイト「これで安心!定額減税」も公開し、実務上でのポイントなどを詳しく把握できるようになっている。

動画ではTKCが提供する給与計算システムの対応スケジュールも紹介しており、それによれば、①従業員がWebで申告書を入力できる機能、②

最新の社員情報に基づいて減税の対象区分を更新する機能、③扶養情報や所得を基に控除額を

自動計算する機能、④給与明細への減税情報の印刷機能、⑤給与情報から控除事績を確認できる機能——が5月中旬に実装されるという。

同社は「給与計算機能を搭載するTKCシステムは、定額減税に完全対応します」としている。



▲新制度の注意点を動画形式で解説

税理士などの国家資格者による申請手続きにあたっては、これまで市区町村から取得した戸籍謄本や住民票の写しを添付する必要があった。今後はマイナポータル上でマイナンバーカードを利用してオンライン申請すれば書類添付を省略できる。

このほか改正マイナンバー法では、海外に赴任・留学してもマイナンバーカードが失効することがなくなり、在外公館でのマイナンバーカードの申請や受け取りも可能になる。手続きの詳細は、5月27日までに総務省と外務省から順次公表される予定。

## 税理士など国家資格の申請手続き マイナンバーカードで可能に

税理士資格などの登録申請手続きが6月からはマイナンバーカードで行えるようになる。マイナンバー法の改正により、税理士、医師、建築士など約80の国家資格の手続きが「マイナンバー利用事務」に追加された。5月27日を施行日とすることが閣議決定され、デジタル庁でのシステム整備を経て、6月から実施される。

税理士資格などの登録申請手続きが6月からはマイナンバーカードで行えるようになる。マイナンバー法の改正により、税理士、医師、建築士など約80の国家資格の手続きが「マイナンバー利用事務」に追加された。5月27日を施行日とすることが閣議決定され、デジタル庁でのシステム整備を経て、6月から実施される。

税理士などの国家資格者による申請手続きにあたっては、これまで市区町村から取得した戸籍謄本や住民票の写しを添付する必要があった。今後はマイナポータル上でマイナンバーカードを利用してオンライン申請すれば書類添付を省略できる。

受け取った請求書を明細項目ごとに一つずつ手入力で作業すると、時間がかかる上に、入力ミスや入力漏れなどが発生する恐れがある。freeが調査を行ったところ、月に100枚以上の受取請求書を処理している企業では、明細が複数行にわたる請求書を1カ月で平均226枚受領していた。明細数の合計は平均して月825行に上り、1明細あたりの入力所要時間を45秒と仮定すると毎月10.31時間を入力に費やしている計算となる。

## デジタル化での業務改善 リスキリングで効率アップ ミロク情報サービス調べ

リスキリングに取り組んでいる人は、取り組んでいない人に比べて業務のデジタル化による効率化をより多く実感しているという調査結果をミロク情報サービス(是枝周樹社長)が発表した。調査は「スキルアップ・リスキリングの取り組み状況」



について財務・経理・人事・総務・労務などバックオフィス業務に関わる人を対象にしたもの。

スキルアップは現在の業務スキルや知見の向上を目的とした取り組みであるのに対し、リスキリングは現在とは異なる業務スキルや知見の向上を目的とした取り組みを指す。

調査結果では、スキルアップに取り組む人は5割を超えるが、リスキリングに取り組む人は約2割にとどまった。

「1年前と比べ、デジタル活用によって業務を効率化できたか」という設問では、何らかのリスキリングに取り組んでいると回答した人のうち9.5%が「非常に効率化できた」、61.1%が「多少は効率化できた」と回答。合わせて約7割が効率化できたとした。

一方、リスキリングに取り組んでいない人も含めた全体では、同じ設問に対して「非常に効率化できた」「多少は効率化できた」の合計が52.8%にとどまっている。

政府はリスキリングなど人的投資に5年間で1兆円を投入する意向を表明している。

マイナンバーカードの暗証番号を入力しない、いわゆる「かざし利用」もできるようになる。図書館の貸出カードとして利用できるようにするほか、自然災害発生時の避難所への入退場の際にも使えるようにするなど「かざし利用」を推進していくという。

## 税界羅針盤

実務と判断の指針

第277回 『税理士新聞』の50年、日本の50年、私の50年

税理士・公認会計士  
・弁護士

関根 稔

税理士新聞創刊50周年記念特集号の特別原稿を依頼された。50年前の昭和49年だが、これは私が司法修習生として湯島の司法研修所に通っていた時代だ。そして会社更生法を専門とする法律事務所就職するのだが、その日からの年数が税理士新聞の50年に重なる。私の時代は、まさに、熱気の昭和だった。昭和47年の田中角栄総理の日本列島改造論に始まり、ベビーブームの人たちが社会に参加する高度経済成長の時代。日本は国土が狭く、地価が高いのは当然という土地神話が由来上がり、住宅地を中心とした地価高騰が出現した。そして上がり過ぎた地価の調整の10年に入る。

昭和57年の中曽根康弘総理の誕生。輸出競争力を発揮したが、米国との間に貿易摩擦を生み、プラザ合意を経て内需拡大に舵を切り、東京23区の土地を売ればアメリカ全土が買えるという土地バブルを発生させた。東京のオフィスが大量に不足するという経済予測によって発生した商業地バブルで、まさに熱気の時代。バブルは、その時代に活躍していた人々には人生におけるボーナスだったと思う。しかしバブルは崩壊し、膨れ上がった資産価値を調整する失われた30年の時代に入る。

平成13年に小泉純一郎総理が登場し、不良債権処理と合わせて行った派遣業法の規制緩和は、中国の低価格商品の輸入と相まって、日本の低賃金とデフレの経済を定着させてしまった。初任給は低くても昇給を続ける年功序列賃金。それなりに豊かな時代だったが、それが失われて低賃金のまま人生を終える貧困格差社会を出現させた。そして登場したのが平成24年の安倍晋三総理。デフレの解決策として市中に無限の資金を提供した。資金量が増えれば、需要が増えて、物価は上がる。昭和の経済の再来を期待した。しかし、ガラパゴス型の商品開発に入り込んだ経済界は踊らせず、低価格路線に安住の地を求め、非正規、派遣社員による低賃金化で利益を確保する方法を選んだ。ゼロ金利政策は、円安相場を作りだし、企業は輸出で、国内産業はインバウンド需要で潤ったが、それは日本の労働力の30%引きの投げ売り商法なのだと思う。

各々の総理の評価が論じる評者によって異なるのは当然として、しかし、私が思い出す限りでは人為的に作られたバブルと、その後始末の繰り返し。いや、しかし、私は、その時代を上手に泳いできたと思う。バブル時には、バブルの分け前を受け取り、バブル崩壊後に、その後始末の大口の訴訟事件を扱い、それに合わせて投げ売りされた賃貸物件を購入し、デフレの時代に預金を積み上げた。50年前の歴史に遡れる私の視点と、30年、いや、20年しか遡れない若者の日本観は全く異なると思う。将来の日本が、私が生きた時代の熱気を取り戻すことがあるのか。全く期待できないが、いや、いまの若い人たちのために、熱気の日本の到来を願いたいと思う。

# 大黒屋に追徴2.3億円 転売目的の訪日客に免税販売

## 従業員関与で重加算税

中古ブランド品の買い取り販売店を展開する「大黒屋」(東京都港区)が、東京国税局の税務調査を受け、約2億3千万円を追徴課税されていたことが分かった。



転売目的が疑われる訪日客に免税価格での販売を繰り返していた。一部では大規模な転売に従業員が関わっていたとも指摘され、重加算税を認定された。

大黒屋では、免税販売時に必要なパスポートなどの本人確認書類を提示させる手続きが不十分だった。その結果、別人名義の本人確認書類が使われた事例もあったという。これらのケースでは免税販売が認められず、2023年までの2年間で約1億9千万円の消費税の申告漏れを指摘された。

さらに一部の店舗では、従業員と結託した外部業者が転売目的でブランド品を免税価格で買い集めていたことも判明した。従業員と外部業者は連絡を取り合い、購入を担当する「買い子」の来店タイミングなどを調整していたという。国税局は悪質性が高いとして重加算税を課したもようだ。

従業員は国税局から指摘を受ける前に退職したといい、大黒屋は「見解の相違もあるが真摯に検討し、修正申告した。本人確認の徹底などの再発防止策を実施している」とコメントしている。

# リタイア顧問先の負担増 金融所得を 社会保険料に反映

厚生労働省は、国民健康保険や75歳以上の後期高齢者医療制度、介護保険の保険料算定対象を広げ、株の配当など金融所得を反映する仕組みの検討を始めた。自民党の部会で検討案を示したものの。

現行制度では、上場株式の配当金などは、配当を受け取る際に所得税と住民税が源泉徴収されている。ただ他の取引で売却損が出ていて損益通算をしたければ、確定申告を行うことも認められる。申告は納税者の選択に委ねられている。

厚労省が問題視しているのは、確定申告をした所得は社会保険料の徴収対象となる一方で、確定申告をせずに源泉徴収を選んでいれば対象に含まれないという点だ。

検討する新たな仕組みでは国税庁が持つデータを基に、確定申告されていない金融所得についても社会保険料の徴収対象とする。これにより負担が増える可能性がある顧問先は、すでにリタイアした元経営者のうち、金融所得があつて確定申告をしてこなかった層だ。

今後、2028年度までに可否の検討を進めるという。

## 住宅・土地統計調査

# 空き家 過去最高900万戸

相続などをきっかけに誰も住まなくなったまま放置された空き家が、全国で増え続けている。総務省の調査によれば、2023年の国内の住宅総数に占める空き家の割合は13.8%で、7.3戸に1戸が

空き家だった。こうした状況を問題視した国は、昨年4月に不要な相続土地を国に引き渡せる制度を設けている。

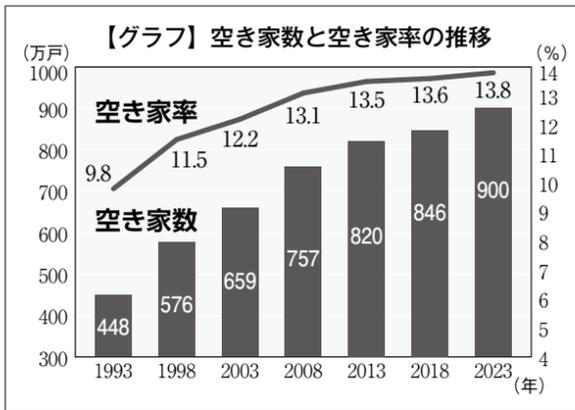
総務省は5年ごとに行われる「住宅・土地統計調査」の最新結果(23年版)を公表した。それによれば全国にある空き家の数は約900万戸に上り、

前回調査からの5年間で約50万戸増加した。30年前と比べると2倍に増えている計算だ。



日本の総住宅戸数は約6502万戸で、空き家率は13.8%だった。空き家率は30年前には9.8%だったが、20年前は12.2%、10年前には13.5%と、徐々にではあるが増加しており、5年ごとの調査のたびに過去最高を更新し続けている(グラフ)。

空き家のうち、賃貸用や売却用、別荘などに該当せず、使用目的のない物件は前回からおおよそ37万戸増えて約385万戸。空き家全体に占める割合は42.8%となっている。同省統計局は、「単身高



## 自民党裏金問題 会計士協会が会長声明

自民党の派閥をめぐる裏金問題に関連し、日本公認会計士協会(茂木哲也会長=写真)が「国会における政治改革に関する特別委員会の設置について」と題する会長声明を発表した。今回の一連の問題について、「そもそも収支記録の帳簿への記載という会計の極めて基本的な部分が行われなかったものであり、会計の専門家である公認会計士から見て誠に遺憾であります」と、会計の不備が大きな要因であるとした。

その上で、政治資金規正法に基づく政治資金監査は、「ガバナンスをその前提とせずに会計事務に対して外形的・定型

的に確認を行う業務」と、そもそも制度に問題があることをにおわせている。そのため、政治資金監査の対象範囲や対象項目を拡大したとしても、逸脱を未然に発見できる内部統制やガバナンスの整備が不十分な状況では、「今回のような事案を防止できるというものではないと考えます」と指摘。ルールの遵守を徹底させる研修の実施など、ガバナンス強化のための方策について議論すべきだと提言した。



## 生保5社 総額1470億円 個人保険の配当増額

生命保険会社5社は、計1400万件の個人保険契約について、2023年度の配当を増やすと発表した。新型コロナウイルス感染拡大による保険金支払いが収束したことなどが要因。

5社は日本生命保険、明治安田生命保険、住友生命保険、朝日生命保険、富国生命保険。日本生命は、22年度には新型コロナウイルス関連の保険金支払いを理由に配当金を据え置いていたが、23年度は配当総額を前年度比で240億円増やす。約600万件の契約が対象となる。5社の配当総額は約1470億円となり、同じ基準で遡れる16年度以降で最も多くなる見込みだ。

生命保険の配当金は運用成績が良かったり、実際の死亡率が想定より低かったりして剰余金が生じた場合に契約者へ還元する仕組み。主要な投資先は国債で、今後は日銀のマイナス金利解除による金利上昇も追い風になると予測される。

## 風信

織田信長の生涯を描いたドラマや映画のクライマックスシーンは決まって「本能寺の変」。燃え盛る炎の中で幸若舞「敦盛」を舞う信長。「人間五十年、下天の内をくらぶれば、夢幻の如くなり」というアレ▼仏教六道のうち最上の世界は天道。下天は、その天道の中でも一番下の世界とされる「四天王衆天」を指している。だが、人間界での50年は下天での1日に過ぎないという。まさに夢幻のごとくなり、ということ▼しかし、孔子様にいわせると、人の世の50年は儂いどころか、ようやく人生の意味が分かる時期だという。論語に曰く「五十而知天命」。人間は50歳になってからはじめて自分の人生についての天命・運命が何であったかを知るもの。「五十にして天命を知る」(知命)と説いたわけだ▼そうはいっても、いまだ天命を知ることなく、あくせく働くわが身としては「明日の百より今日の五十」。明日の100両を得るための方策は考えずに、どうしたって今日の50両を稼ぐことに躍起だ▼さて、本紙はおかげさまで「創刊50周年」。「五十肩・五十腰」の痛みを抱えるロートル記者が増えた編集部は、慢性的に野戦病院化している状態ではあるが、「六十の手習い」ならぬ「五十の手習い」で好奇心旺盛に学び、それを紙面へと反映させていく。毎号「五十歩百歩」の内容としないことを常に心掛け、着実に紙齢を重ねていきたい。

# 「世帯単位課税の導入を」 日税連 税制審議会

## 少子化社会の税制のあり方を答申

日税連(太田直樹会長)の税制審議会(会長・中里実東京大学名誉教授)はこのほど少子化社会における税制のあり方についての審議内容を取りまとめ、太田会長に答申した。少子化を食い止める施策の一つとして、所得税の「世帯単位課税」の導入を提案している。



▲中里実氏

昨年10月に太田会長から出された諮問は、「少子化社会における税制のあり方について」というもの。2022年には出生数が統計開始以来初めて80万人を下回るなど少子化が進行するなか、どのような税制であるべきかの検討を求めた。

答申は、少子化の最大の要因は結婚・出産・子育てによる経済負担の重さにあるとして、税制によって現役世代の可処分所得を増やすことが有効だと指摘した。そのための施策の一つとして提案しているのが、「世帯単位課税」の導入だ。

所得税の課税単位には、個人を単位とする「個人単位課税」と、夫婦や家族を単位とする「世帯単位課税」がある。個人単位課税は、個人間や婚

姻の有無に対して公平であるとされ、日本ではこの方式が採用されている。ただ「夫婦ないし家族の合計所得が等しい世帯には等しい税負担を」という意味での公平の要件を満たしていないとの指摘がある。

一方の世帯単位課税は、夫婦を単位とするアメリカやドイツ、世帯を単位とするフランスが導入している方式だ。生活実態を反映する世帯間の公平に合致する上、子どもが多いほど世帯の税負担が軽減されるため少子化対策に効果的であるともいわれる。ただ共働きではない世帯や高所得者世帯が有利になるとの指摘もある。

審議会は「公平や中立からのアプローチは一樣

ではなく、諸外国では、その時代の社会情勢を踏まえ、種々のファクターのいずれを重視するかによって、課税単位を決めている」として、「日本でも少子化に歯止めをかける税制を構築するという観点から、世帯単位課税の導入を検討する必要がある」と訴えた。ただし日本では一貫して個人単位課税を採用してきたこと、外国でも個人単位課税を採用している国が多いことを踏まえ、「例えば一定の現役子育て世代に世帯単位課税の選択を認めること」も一案であるとした。

答申ではそのほか、配偶者控除を廃止した上で全被雇用者に社会保険を適用すること、経済的に余裕のある高齢者に対する優遇施策を廃止・縮減すること、企業の子育て支援に対するインセンティブを拡充することなど、税制にとどまらない幅広い提言を行った。

答申は日税連が毎年作成する税制改正建議書に反映される。

### 日税連 税理士実態調査 回答期限 5月24日に延長

日税連(太田直樹会長)がほぼ10年に1回実施している「税理士実態調査」の最新調査に関して、税理士からの回答受付の締め切りが5月24日まで延長された。

当初の回答期限は4月30日に設定していたが、「より多くの会員から回答を得るため」として、5月24日まで受け付けることにした。第6回(前回)の回答率は43.8%だった。

対象者には調査票が送付されているが、特設サイト(会員専用ページ)からの回答も可能で、日税連では集計コスト削減の観点からも積極的な利用を呼び掛けている。

## 令和6年 春の叙勲受章者

「令和6年春の叙勲受章者」が発表された。日税連関係では旭日小綬章2人、旭日双光章1人、瑞宝中綬章3人、瑞宝小綬章26人の計32人が受章した。受章者は次の通り(順不同・敬称略)。**【旭日小綬章】** 浅田恒博(近畿会) ▼海老澤孝公(中国会) **【旭日双光章】** 石田敏夫(名古屋会) **【瑞宝中綬章】** 荒井英夫(東京会) ▼新谷逸男(同) ▼村松高男(同) **【瑞宝小綬章】** 内田弘之(東京会)

- ▼東海秀樹(同) ▼徳尾野信成(同) ▼山内克巳(同) ▼山口秀巳(同) ▼中島洋二(東京地方会) ▼藤澤邦弘(同) ▼上沼清晃(関東信越会) ▼長谷川精作(同) ▼牛島慶太(近畿会) ▼太田克実(同) ▼川上憲二(同) ▼橋本敏彦(同) ▼高橋壽則(東北会) ▼早川進(同) ▼吉原裕二(同) ▼加藤治男(名古屋会) ▼杉浦勝美(同) ▼五島一友(東海会) ▼出口裕章(同) ▼浦畑勉(北陸会) ▼岡本栄(中国会) ▼藤原忠弘(四国会) ▼姫野俊治(九州北部会) ▼山口賢一(同) ▼木蜜三郎(南九州会)。

### ここからはじめる！ 相談者といっしょにページをめくる

# 民事信託の実務ガイド

税理士 宮田房枝 著

2023年8月刊 定価1210円

### 事例でわかる

# 生前贈与の税務と法務

税理士 坪多晶子・弁護士 坪多聡美 著

2022年8月刊 定価4620円

### 基礎からわかる

# 国際相続の実務Q&A

アメリカを中心とした海外資産・海外在住者の相続手続・対策を知る83問

弁護士 西原和彦 著

2023年2月刊 定価6050円

### 株主管理・少数株主対策ハンドブック

## 会社内部紛争の予防、事業承継・M&Aへの備え方

弁護士 加藤真朗 編著 太井徹・吉田真也・佐野干誉・金子真大・坂本龍亮・浅井佑太 著

2022年6月刊 定価4730円

### 第2版

# 中小企業のM&A

スキーム・バリュエーション・デューデリジェンス・契約・クロージング

弁護士 加藤真朗 編著 公認会計士 吉形圭右 財務税務監修 吉田真也・佐野干誉・金子真大・坂本龍亮・浅井佑太・末永雄一郎・木村圭吾・有光賢治・久松岳史・松本義政・深井真吾 著

2023年9月刊 定価6600円

日本加除出版 | 〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 営業部 TEL:03(3953)5642 FAX:03(3953)2061 | www.kajo.co.jp kajo (価格税込) X(旧)Twitter:@nihonkajo

特別寄稿



税理士・  
会計事務所の営業支援  
オオタキカク代表  
太田 亮児

# 税理士事務所もSNSや動画を活用すべきか？

**私**が独立をした2005年当初の話。ある税理士先生から、「税理士事務所ホームページなんてけしからん」とお叱りを受けたことがある。「インターネット上でそのような恥ずべき行為をするものではない」そのような趣旨のことを言われたのだ。

数年前のこと、事務所の息子さんである2代目の税理士先生から連絡があり、「直ぐにホームページを作ってくれ」という依頼を受けた。「以前は親父の事務所だったので自分も強く言えなかった」といったことを言われた。十数年にわたる期間でどれだけの見えざる利益が損なわれていたろうかと考えると、少しゾッとした。

今度はその2代目の先生から、「今後の税理士事務所の営業は何をすべきか」という質問をいただいたので次のように答えた。SNSや動画を用いたマーケティング、Googleクチコミの重要性について、これからの税理士事務所が行うべき広報活動についての情報をお知らせした。

すると、「税理士事務所SNSや動画は馴染まない。Googleクチコミもこの地域では誰もやっ

ていないので目立ちたくない」といった趣旨のことを言われた。税理士は、ホームページさえあればお客様は勝手に連絡してくれる。そこまで必死にPRをしなくても大丈夫。そのようにして、「これから」の取り組みについては全否定された。

2005年にホームページを否定されたときは、その重要性を伝え切れず、その後の機会損失を生じさせたことに対して残念な思いをした。2代目からはホームページに対する理解は得られたものの、SNSや動画といった最先端ツールについては否定された。それをやらなかったとしても「害」にはならないのだが、機会損失になるということには分かっていただきたかった。

## 将来にわたって事務所を継続させるのであれば

一方でSNSも動画もGoogleクチコミも、事務所にとって必要なことであれば、全力で取り組む先生も存在する。事務所の5年後、10年後を見据えて今のうちから体制を整えておきたいといった

考えを持っている先生だ。

特に以下のようなターゲット属性を今後事務所でもカバーしていく必要があるというお考えをお持ちの先生や事務所は、新たな広報手段について今すぐにでもカバーして行くことを考えなければならない。

- 20代～30代の経営者
- 30代～40代の相続人
- 30代～40代の事業承継をした経営者
- 20代～30代の求職者
- 30代～40代の紹介者、被紹介者

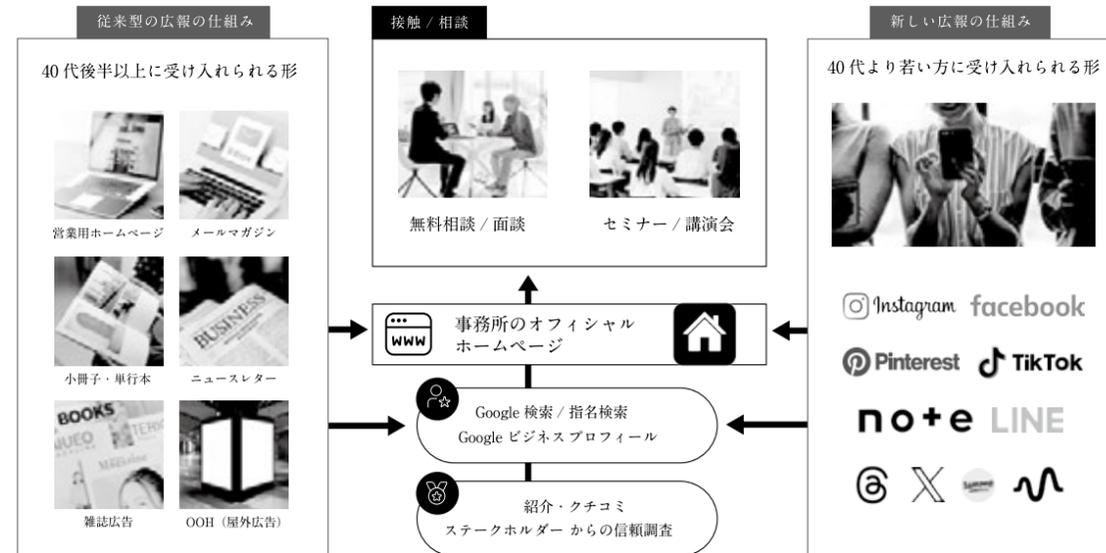
これらの世代の方に事務所を選んでいただくためには、新しい時代に合わせた広報モデルの構築を考えて行くことを強くお勧めする。取り組みのスタートが早ければ早いほど、「やってよかった」と感じることになる。

## 従来型の媒体では出来ないこと

新しい広報の仕組みでは、従来型の媒体では実現できないことがある。SNSであれば、情報の拡散機能。動画であれば、文字では伝えきれない視覚、聴覚での情報量だ。これらは従来型の媒体では実現することが出来なかった要素だ。

従来型の媒体はそれを使うためにお金をかけて広告を掲載したり、郵送で情報をお届けしたりすることで、見込み客に対して接触を試みるという仕組みであった。これが新しい広報の仕組みでは、媒体の使用そのものにはお金がかからず、その代わり手間と時間がかかるという特徴を持った全く異なる性質がある。

従来型のメディアと新しい時代のメディアを組み合わせ、運用することで広告効果を最大化することができる。その方法論を税理士事務所でも考えて行かなければならない。



**マルハラ**

マルハラという言葉をご存知だろうか。ハラはハラスメント。ではマルは何かというと、句点を指す言葉。文章の終わりに付ける「。」というのが、威圧感を与えるので、ハラスメントになるという考え方なのだそう。メールやLINE、ソーシャルメディア上でのメッセージ交換時に「。」を使うことが威圧的であるという。さすがにこれはハラスメントと言わないで欲しい。

とはいえ、日常業務ではLINEやChatworkなどのツールは日常的に扱うし若手の税理士先生、職員さんとのやり取りも増えてきた。知らないうちにマルハラ扱いされるのも嫌なので、最近では「。」を付けるか付けないかを送信相手によって使い分けていたりする心配性な自分がいる。

マルハラとは関係がないが、若い方と仕事をさせていたたくと字びになることが多くある。オンラインツールやチャットを用いた業務遂行、YouTubeやInstagram/TikTokといったソーシャルメディア、動画へのアンテナ感度は20代、30代の方が抜群に高く、センスも良い。

Googleクチコミへの対応にしても同じ事がいえる。若い人は、「Googleクチコミは絶対に見られる」という意識だが、ご年配の方は、「そんなもの見る人いるのか」という意識であることが多い。若者に迎合するのではない。ただ、若者が新たなコミュニケーション手段を求めているのであれば、マーケティング機能は変わらなければいけない。税理士事務所の広報機能はいま大きな変化の節目にある。

・**マルハラ。**

・**事務所の広報機能**

・**古くありませんか**

### 選ばれる事務所になるコツ2024

- ▶ 【若い世代からも選ばれる】世代論
- ▶ 【VUCA時代の広告宣伝】2つのモデル
- ▶ Googleクチコミを集める方法
- ▶ 相性の良いSNSで情報発信する
- ▶ 動画で事務所の価値を伝える
- ▶ 費用対効果を底上げして広告を打つ

オンライン勉強会

# 6.7金

[日程] 6.7金  
[時間] 13:00～15:00  
[会場] ご来場不要  
[参加費] お一人様11,000円

# 税界50年 本紙が報じた重大ニュース

昭和49年4月に創刊して以来、『税理士新聞』は税界のあらゆるニュースを報じてきた。一般紙(誌)では取り上げることのない業界情報も数多い。ここでは、50年間で報じたさまざまな出来事のなかから、「重大ニュース」をピックアップして振り返る(当時のニュースの見出しを一部変更)。

▲「税理士予備軍」を1面トップで報じる創刊号

## 税理士に対する挑戦 商工会発言で申し入れ

【昭和49年12月25日号】

全国商工会連合会専務理事の日報紙での発言について、東京税理士会が日税連会長宛に「申し入れ」を行った。専務理事の発言は、税理士を商工会に派遣する仕組みについて、「かせぎの少ない役立たずの人を送ってくる可能性がある。企業の税務知識が苦手という人に来てもらっては困る」とした。税理士の能力を軽んじる発言として物議をかもしした。

## 税理士法見直しへ総力結集 日税連 改正推進総決起大会開く

【昭和50年2月25日号】

日税連と日本税理士政治連盟が「税理士法改正推進総決起大会」を2月7日に共催した。早朝からの豪雨にもかかわらず、2千人の税理士が参加。こうした運動が実り、税理士の使命が明確化されるなどの大改正が昭和55年に実現することとなった。



▲「税理士法改正推進」の文字が入ったたすきやはちまきをつけた税理士が2千人参加した

## 反響呼ぶ誓約書問題 早くも「人権侵害」の声

【昭和53年8月15日号】

東京会が税理士間の関与先争奪戦の沈静策として、新規登録申請の際に誓約書を書かせることを決めた。これに対し、個人の権利を奪う行為ではないかと会員の間から反対意見が噴出した。

## 「広告の自由化」近し

### 日税連と公取委 規制緩和の方向で協議

【昭和58年3月15日号】

昭和57年に東京地方会の会員が「税理士会の広告制限規定は厳しすぎる」と公正取引委員会に訴えたことに端を発し、税理士の広告問題が表面化した。これを受けて日税連は公取委と協議を開始。「広告の自由化」が近づいていることを本紙は報じた。最終的に、4月20日に税理士の広告の取り扱いが緩和されている。

## 商工会の記帳代行オンライン化 日税連 中小企業庁と意見交換

【昭和63年12月25日号】

日税連と日本税理士政治連盟は、通産省(当時)と中小企業庁が進めている商工会の記帳代行オンライン化が税理士業務を侵害するとして国に陳述した。消費税導入に伴い、国が記帳代行の新たな仕組みを構築しようとしていたことを受けたアクションだった。



## 消費税スタート間近 顧問先指導も総仕上げ

【平成元年3月25日号】

消費税スタートが間近になった当時、税理士業界では、新しい指導知識が求められたほか、顧問報酬への消費税分上乗せを考へることも必要になった。当時の大蔵省主税局長が「直接のコストアップは3%でなく、小幅の値上げでカバーする例が多いと思う。税理士の報酬も同様な事情がある」と語り、「3%の転嫁は多すぎるということか」といった声が税理士業界から挙がったこともあった。

## 問われる業界体質 税理士会員の監視が必要

【平成2年7月15日号】

大阪のニセ税理士による税務職員接待事件が贈収賄事件に発展した。改めて業界の体質が問われかねないこの事件については、税理士会も以前からマークしていたようだが、問題が大きくなるまで手出しができなかったようだ。そして、業界にはびこるニセ税理士問題はいまだ根絶できていない。

▶税理士資格を持たない者による税理士行為が、いまだに横行している



## 税理士会が 経理代行会社を問題視 事情聴取に乗り出す

【平成4年3月5日号】

経理代行会社が増え始めたことを受け、税理士会が税理士法違反につながる恐れがあるとして実態調査、そして事情聴取に乗り出した。経理代行会社は主に記帳代行等を請け負う業者で、複数社が営業活動を展開していた。

## 自民党内で急浮上 税理士⇄公認会計士 税理士界は移行試験希望

【平成4年5月25日号】

公認会計士試験制度の見直しに伴い、税理士を大量に公認会計士に移行させる構想が自民党内で浮上した。「移行試験」を受ければ税理士が会計士になるというアイデアで、当時の自民党財政部会のグループが検討を始めていた。会計士と税理士との資格取得制度の不均衡を是正する意味合いもあったが、結局、会計士資格への移行試験は実現していない。

## 華やかに記念式典 税理士制度50周年祝う

【平成4年12月5日号】

日税連は11月9日、東京・渋谷区のNHKホールで税理士制度50周年記念式典を開いた。式典

▶皇太子殿下(当時)が税理士の果たす役割に期待を寄せた



には皇太子殿下(当時)も臨席。「全国の税理士の皆さんが、改めてその使命の重大さに深く思いをいたし、明るく豊かな未来への新しい第一歩を踏み出されるよう期待」するなど挨拶した。昭和17年

の税務代理士法制定から数えて50年の節目に政官財など各方面から参加者が集った。

## 不動産譲渡に絡んで2700万円 節税相談で損害賠償

【平成7年6月25日号】

顧問契約に基づく税務相談時に誤った助言をしたことで関与先企業の節税の機会を奪ったとして、神戸地裁が税理士に2700万円の損害賠償金を支払うように命じた。税務相談の責任の範囲と損害賠償額が大きな争点になったこのケースは、顧問契約に見られる包括的な受任方法に一石を投じた。

## ——牛島訴訟——

### 17年の論争にピリオド 税理士会の献金、違法

【平成8年4月15日号】

強制加入団体である税理士会が会員から政治献金を強制的に徴収することの違法性が問われた上告審で、裁判長は「税理士会が政治団体に献金することは目的外の行為」として、原告人の訴えを退けた福岡高裁判決を破棄し、特別会費の徴収決議を無効とする判決を言い渡した。訴訟を提起した牛島昭三税理士の名前から「牛島訴訟」と呼ばれ、各方面に大きな影響を与えた。

# 税界50年 本紙が報じた重大ニュース

## 21世紀の幕開けにシンボル完成 待望の日本税理士会館

【平成13年3月15日号】

21世紀の幕開けとともに税理士業界のシンボルとなる日本税理士会館が完成した。平成5年に会館取得特別委員会が設置されてから8年かけ、日税連の長年の夢が現実のものとなった。外観は緩やかな曲線を描く金属壁やガラスカーテンウォールに覆われている。設計:日建設計、施工:鹿島建設。

## OBブランドは本当に凄い!? わずか4年で所得8億円

【平成14年2月15日号】

たたき上げのノンキャリアエリートと呼ばれ、札幌国税局長まで務めた元税理士の脱税事件は、国税当局の信頼を根底から覆すこととなった。国税OBブランドに泥を塗った一方で、「国税退官者は巨額のお金を得られる」という強烈なインパクトも与えた。この元税理士はわずか4年間で8億円を稼いだという。

## 税理士法人いよいよ始動 国税庁 基本通達で詳細示す

【平成14年4月15日号】

改正税理士法には、税理士法人制度や補佐人制度の創設、書面添付制度の拡充、報酬規定の撤廃などが盛り込まれた。同法施行に伴い、国税庁が法令解釈をまとめた「税理士法基本通達」を制定。23年ぶりの大改正となった改正税理士法の詳細がここで明らかになった。



▲個人事務所は減少する一方で、税理士法人は増加する傾向にある

## ライブドアショック!! “税理士株”も急下降!?

【平成18年2月15日号】

株式市場を震撼させたライブドアグループの証券取引法違反事件で中心的役割を担っていたのが税理士だったことから、税理士全体の信頼を失いかねないという不安が業界に広まった。こうしたなか、東京地検特捜部の強制捜査(1月16日)から間を置かず、「税理士の皆さまにしっかり説明したい」として、堀江貴文氏の後を継いだライブドア執行役員社長で弥生代表取締役社長(ともに当時)の平松庚三氏が本紙に登場した。

## 生保特約年金の“二重課税、裁判 最高裁 口頭弁論を決定

【平成22年6月5日号】

年金型生命保険の保険料をめぐる二重課税の裁判について、最高裁が口頭弁論を行うことを6月8日に決定したため、この時点で納税者側の逆転勝訴がほぼ確実となった。これは、長崎の主婦が



▲長年の戦いを終えた原告代理人の江崎鶴男税理士(右から2番目)が記者会見

「相続した年金型生命保険に相続税、所得税の両方を課すことは二重課税にあたる」として提訴した。その後、7月6日の最高裁判決で納税者の勝訴が決まった。

## 不屈の税界! 悲しみを乗り越え 復興への第一歩を!

【平成23年3月25日号】

確申期の最終盤ともいえる3月11日に未曾有の震災が東日本を襲った。14日印刷の本紙は、甚大な被害を報じるとともに、「税界が一丸となって東北地方を中心とした復旧・復興を遂げていかなくてはならない」と税界の力強いサポートを呼び掛けた。また、1カ月後の本紙4月25日号では、大きな被害を受けた太平洋沿岸部の税理士事務所や関連企業を訪れ、現地で直接聞いた力強い言葉を掲載した。



▲震災の爪跡はまだまだ残っている

## TPP参加表明で…… 諸外国が税理士業界を虎視眈々!

【平成23年12月15日号】

日本のTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加が現実味を帯びてきたことで、税理士業界が一変する可能性が出てきた。本紙はこの10年前の紙面(平成13年12月15日付号)で、アメリカの個人所得稅申告書作成代行業者最大手のH&Rブロック社に「日本進出」への意欲について直接話を聞いている。TPPでこうした民間業者が「税理士法」の垣根を取っ払って税務に参入してくる可能性はゼロではない。

## 税理士法改正 「納税環境整備」の一環で 「税理士制度の見直し」

【平成26年4月5日号】

税理士法の改正を含む税制改正法が平成26年3月20日、参議院本会議で可決・成立した。最も注目されたのが税理士資格の自動付与制度の見直しについて。日税連ではそれまで、税理士試験の一部科目合格を他資格者に課すことを要望していたが、「公認会計士は、公認会計士法第16条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、一定の税法に関する研修を受講することとする旨の規定を設けることとする」といった内容に落ち着いた。

## 東芝の巨額粉飾問題 会計士協会が監査法人を調査

【平成27年8月5日号】

日本公認会計士協会は7月21日、東芝の巨額粉飾問題に絡み、同社の監査を担当していた新日本監査法人への調査を開始した。監査の手続きが適正だったか、重大な過失がなかったかなどを調査する。東芝では2008年4月から14年12月まで、利益を約1600億円過大に計上するなどの不正会計を行っていた。なお、新日本監査法人は12年に発覚したオリンパスの巨額損失隠し問題の際にも、監査法人として業務改善命令を受けている。



## 消費税率10%スタート 相談内容の多様化は必至

【令和元年10月5日号】

消費税率が引き上げられ、ついに10%時代に突入した。これに伴い政府は、酒類を除く食料品などを「生活必需品」と定め、従来の8%税率に据え置く複数税率制(軽減税率)を導入。これにより、商品を提供する側では相当な混乱が予想される。中小企業にとってかつてないほど厳しい時代を迎えた以上、税理士に寄せられる相談の内容が多様化するのには必至だ。

## 日税連 軽減税率の廃止を主張 インボイス関連の要望は“一段落、

【令和5年7月5日号】

日本税理士会連合会は6月22日に開催した理事会で、2024年度税制改正に関する建議書を決定した。建議書では特に強く主張する項目として、①中小企業の役員報酬税制と配当税制の見直し、②軽減税率の廃止と消費税の非課税取引の範囲見直し、③人的控除改革——の3点を掲げた。前年まで柱に据えていたインボイス制度に関する提言は“一段落、させた一方で、同制度の導入理由となった複数税率の存在意義に切り込んだかたちだ。



▶建議書で「軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと」と要望

## 改正電帳法が本格スタート 電子取引のデータ保存義務化

【令和6年1月15日号】

改正電子帳簿保存法の宥恕措置期間が終わり、1月から電子取引のデータ保存が義務化された。紙の領収書などはそのまま保存していても問題ないが、メールやクラウドサービスなどによる電子取引の場合は、データで保管しなければならない。しかし、改正電帳法の厳格なルールに「対応済み」とする企業は全体の3割弱にとどまっており、申告時の混乱や業務負担の増加が懸念されている。

税金・会計・業界 社 会 国 際 

## 振り返る50年

1974	電気税とガス税が分離	小野田寛郎少尉が比ルバング島から帰還	ウォーターゲート事件でニクソン米大統領辞任
75	事業所税創設	沖縄国際海洋博覧会開幕	パリ郊外のランブイエ城で第1回サミット
76	戸籍等の交付請求者に税理士を明記	ロッキード事件で田中角栄前首相逮捕	ベトナム社会主義共和国成立
77	商工会「臨税」所得制限250万円に	ダッカ日航機ハイジャック事件	スペースシャトルが初飛行
78	オイルショック受け石油税創設	東京・池袋に「サンシャイン60」が開館	日中平和友好条約調印
79	狩猟免許税が狩猟登録税に	初の国公立大学共通一次試験実施	ソビエト連邦、アフガニスタン侵攻
1980	改正税理士法成立	モスクワ五輪に日本不参加	ポーランドで独立自主管理組織「連帯」結成
81	税理士会未加入者の第一次登録抹消公告	日本原電敦賀発電所の放射能漏れ事故	ロナルド・レーガン、米大統領に就任
82	税理士登録番号5万番台に	ホテルニュージャパン火災発生で33人が死亡	フォークランド紛争終結。領有権は英国に
83	税理士広告取扱い緩和	任天堂が「ファミリーコンピュータ」発売	フィリピン、アキノ元上院議員暗殺
84	財団法人日本税務研究センター設立	グリコ・森永事件発生	米・アップル社がマッキントッシュ発売
85	たばこ消費税創設	日本航空123便墜落事故で死者520人	ソ連共産党ゴルバチョフ書記長就任
86	「特別税理士試験」廃止	衆参同日選挙で中曽根自民党圧勝	ソ連、チェルノブイリ原発で爆発事故発生
87	税理士会会員数が合計5万人を超える	朝日新聞社阪神支局襲撃事件	大韓航空機爆破事件
88	消費税導入を柱に税制改正6法成立	青函トンネル・瀬戸大橋が開通	ソ連ゴルバチョフ書記長がペレストロイカ開始
89	消費税法施行(3%)	三菱地所が米ロックフェラーグループ社を買収	中国で天安門事件▽ベルリンの壁崩壊
1990	改正商法が成立	本島等長崎市長が拳銃で撃たれ重傷	東西ドイツが経済統合
91	日税連と全商が「税務援助支援問題」で合意	牛肉とオレンジの自由化始まる	湾岸戦争勃発▽ソ連崩壊
92	地価税創設	PKO法成立▽佐川急便事件	ボスニア・ヘルツェゴビナ紛争
93	税理士会会員数が合計6万人を超える	自民党55年体制崩壊	ネルソン・マンデラ氏にノーベル平和賞
94	村山内閣が消費税5%増税法可決	松本サリン事件発生	ルワンダで集団虐殺
95	震災税制特例法制定	阪神・淡路大震災▽地下鉄サリン事件	世界貿易機関(WTO)発足
96	牛島事件最高裁判決で原告勝訴	金融3法成立▽民主党結成▽O157多発	クローン羊「ドリー」誕生
97	地方消費税創設▽消費税率5%に引き上げ	三洋証券、北海道拓殖銀、山一証券破綻	香港が英国から中国へ返還
98	日本銀行券発行税の廃止▽金融監督庁発足	郵便番号7桁化	イラクを米英軍が空爆
99	有価証券取引税、取引所税の廃止	東海村JCO臨界事故発生	マカオがポルトガルから中国へ返還
2000	特別地方消費税の廃止▽金融庁発足	第百生命、千代田生命、協栄生命破綻	プーチンロシア大統領就任
1	大蔵省の廃止で財務省発足▽国税庁がKSKシステム導入	えひめ丸事件▽小泉内閣発足	9.11アメリカ同時多発テロ事件
2	改正税理士法施行	北朝鮮拉致被害者5人が帰国	ユーロ紙幣と硬貨の流通開始
3	石油税が石油石炭税に変更	個人情報保護法が成立	米英がイラク侵攻
4	税理士登録番号10万超え	自衛隊が武器を所持しイラクへ派遣	インドネシア・スマトラ沖地震
5	政府税源の地方移譲、補助金削減で合意	愛知万博▽郵政民営化6法成立	タイで夫婦別姓可で原則同姓は日本だけに
6	会社法施行	ライブドアを強制捜査▽村上ファンド事件	世界人口が65億人突破
7	税理士登録者が合計7万人を超える	消えた年金問題▽新潟県中越沖地震	サブプライムローンで世界金融危機
8	改正政治資金規正法施行	反捕鯨テロ組織シー・シェパード活発に	米リーマンブラザーズ破綻
9	住宅ローン減税大幅拡充	民主党を中心とする鳩山内閣発足	米オバマ大統領就任
2010	税制改正大綱に税理士法改正の検討明記	小惑星探査機「はやぶさ」帰還	尖閣諸島で中国漁船衝突事件
11	グループ法人税制の見直し	東日本大震災▽福島第一原発事故	米軍がビン・ラディン氏を殺害
12	野田内閣で税・社会保障一体改革法成立	東京スカイツリー開業▽第2次安倍内閣発足	ベネズエラ・チャベス大統領が4選
13	復興特別所得税の徴収開始	「国の借金」1000兆円の大打撃	ボストンマラソン爆弾テロ事件
14	税率8%の改正消費税法施行▽改正税理士法成立	都知事選で舛添要一氏当選	ロシアがクリミアの編入表明
15	東芝の不正会計事件で歴代社長が辞任	安全保障関連法が成立▽マイナンバー法施行	世界各地でイスラム過激派のテロ多発
16	マイナンバーの「通知カード」誤配相次ぐ	熊本地震▽オバマ大統領が広島訪問	米大統領選でトランプ氏勝利
17	最高裁が相続税対策の養子縁組を有効とする判決	衆院選で自民党が圧勝、民進党分裂	マレーシアで北朝鮮の金正男氏が暗殺される
18	森友学園問題で佐川宣寿前国税庁長官を証人喚問	日産のゴーン会長逮捕▽西日本豪雨	米朝が史上初の首脳会談▽メルケル独首相引退
19	消費税率10%に引き上げ、軽減税率導入	「令和」スタート▽ラグビーW杯日本大会	香港で民主派による大規模な反政府デモ本格化
2020	東京国税局が「鬼滅の刃」制作会社を脱税で告発	新型コロナの感染拡大で緊急事態宣言	パンデミック(感染爆発)で世界各国大混乱
21	東京地検特捜部が日本大学理事長を脱税で逮捕	コロナ禍で1年延期されていた東京五輪開催	米軍がアフガニスタン撤収、タリバン政権発足
22	持続化給付金詐欺事件で東京国税局職員らを逮捕	安倍晋三元首相が街頭演説中に銃撃されて死亡	ロシアによるウクライナ侵攻が始まる
23	インボイス制度スタート▽今年の漢字「税」に	自民党裏金疑惑▽藤井聡太棋士が八冠制覇	イスラエルがパレスチナ自治区への攻撃を激化
2024	宥恕措置期間終了し改正電帳法が本格スタート	能登半島地震▽羽田空港で地上衝突炎上事故	イランがイスラエルを砲撃、大使館攻撃の報復

スポーツ・芸能 ベストセラー ヒット曲 映 画 

ガッツ石松、WBC世界ライト級王座獲得	リチャード・バック『かもめのジョナサン』	殿さまキングス「なみだの操」	砂の器 (監督:野村芳太郎)
ザ・ピーナッツ引退	檀一雄『火宅の人』	子門真人「およげ!たいやきくん」	金環蝕 (監督:山本薩夫)
トーク番組「徹子の部屋」放送開始	森村誠一『人間の証明』	キャンディーズ「春一番」	愛のコリーダ (監督:大島渚)
王貞治がホームラン世界新記録の756号	新田次郎『八甲田山死の彷徨』	沢田研二「勝手にしやがれ」	幸福の黄色いハンカチ (監督:山田洋次)
キャンディーズが解散	城山三郎『黄金の日』	ゴダイゴ「ガンダーラ」	野生の証明 (監督:佐藤純彌)
広島カープが球団創設30年目に日本一	五木寛之『四季・奈津子』	ジュディ・オング「魅せられて」	太陽を盗んだ男 (監督:長谷川和彦)
山口百恵が日本武道館で引退コンサート	井村和清『飛鳥へ、そしてまだ見ぬ子へ』	沢田研二「TOKIO」	ツイゴイネルワイゼン (監督:鈴木清順)
ピンク・レディーが後楽園球場で解散コンサート	黒柳徹子『窓際のトットちゃん』	横浜鯉縄「ツッパリHigh School Rock'n Roll(登校編)」	さよなら銀河鉄道999 (監督:りんたろう)
フジテレビ系「笑っていいとも!」放送開始	穂積隆信『積木くずし』	細川たかし「北酒場」	蒲田行進曲 (監督:深作欣二)
NHK朝の連続テレビ小説「おしん」放送	唐十郎『佐川君からの手紙』	尾崎豊「15の夜」	戦場のメリークリスマス (監督:大島渚)
シンボリルドルフが史上初の無敗の三冠馬に	宮尾登美子『天璋院篤姫』	チェッカーズ「涙のリクエスト」	麻雀放浪記 (監督:和田誠)
夏目雅子が急性骨髄性白血病で死去。27歳	小松左京『首都消失』	大沢誉志幸「そして僕は途方に暮れる」	タンポポ (監督:伊丹十三)
ビートたけしらフライデー襲撃事件起こす	家田荘子『極道の妻たち』	石川さゆり「天城越え」	天空の城ラピュタ (監督:宮崎駿)
後楽園球場の解体始まる	俵万智『サラダ記念日』	吉幾三「雪國」	マルサの女 (監督:伊丹十三)
ダイエー、南海ホークスの買収を発表	吉本ばなな『キッチン』	島倉千代子「人生いろいろ」	となりのトトロ (監督:宮崎駿)
松田優作が死去	村上春樹『ノルウェイの森』	美空ひばり「川の流れのように」	ブラック・レイン (監督:リドリー・スコット)
勝新太郎がハワイでコカイン所持逮捕	シドニー・シェルダン『真夜中は別の顔』	B.B.クイーンズ「おどるポンポコリン」	少年時代 (監督:篠田正浩)
横綱・千代の富士引退	山崎豊子『大地の子』	大事MANブラザーズバンド「それが大事」	大誘拐 (監督:岡本喜八)
歌手・尾崎豊死去	さくらももこ『さるのこしかけ』	森高千里「私がオバさんになっても」	青春デンデケデケデケ (監督:大林宣彦)
サッカーJリーグ開幕▽ドーハの悲劇	遠藤周作『深い河』	森田童子「ぼくたちの失敗」	月はどっちに出ている (監督:崔洋一)
巨人・楨原寛己投手が完全試合	永六輔『大往生』	中島みゆき「空と君のあいだに」	忠臣蔵四十七人の刺客 (監督:市川崑)
ラグビー、神戸製鋼が新日鉄釜石に並ぶ7連覇	堀田力『おごるな上司!』	小沢健二「カローラIIにのって」	攻殻機動隊 (監督:押井守)
羽生善治が史上初の7冠独占達成	渡辺淳一『失楽園』	猿岩石「白い雲のように」	Shall we ダンス? (監督:周防正行)
ウッズが史上最年少でマスターズ初優勝	妹尾河童『少年H』	KinKi Kids「硝子の少年」	新世紀エヴァンゲリオン (監督:庵野秀明)
長野五輪▽サッカーW杯フランス大会	宮部みゆき『理由』	モーニング娘。「モーニングコーヒー」	リング (原作:鈴木光司)
ホークス優勝で王氏が両リーグの優勝監督に	なかにし礼『長崎ぶらぶら節』	佐藤雅彦作「だんご3兄弟」	鉄道員 (監督:降旗康男)
マラソン・高橋尚子がシドニー五輪で金メダル	船戸与一『虹の谷の五月』	福山雅治「桜坂」	バトル・ロワイヤル (監督:深作欣二)
ユニバーサル・スタジオ・ジャパンが大阪で開園	飯島愛『プラトニック・セックス』	ポルノグラフィティ「アゲハ蝶」	ピストルオペラ (監督:鈴木清順)
サッカーW杯日韓大会	斎藤孝『声に出して読みたい日本語』	平井堅「大きな古時計」	たそがれ清兵衛 (監督:山田洋次)
宮崎駿監督「千と千尋の神隠し」アカデミー賞	養老孟司『バカの壁』	中島みゆき「地上の星」	スパイ・ゾルゲ (監督:篠田正浩)
プロ野球選手会がストライキ突入	綿矢りさ『蹴りたい背中』	大塚愛「さくらんぼ」	下妻物語 (監督:中島哲也)
歌舞伎がユネスコ無形文化遺産に	白石昌則『生協の白石さん』	松平健「マツケンサンバII」	男たちの大和/YAMATO (監督:佐藤純彌)
第1回世界野球大会(WBC)で日本優勝	三浦展『下流社会』	DJ OZMA「アゲアゲEVERY☆騎士」	紙屋悦子の青春 (監督:黒木和雄)
ボーカロイド・初音ミク発売	田村裕『ホームレス中学生』	初音ミク「みくみくにしてあげる♪【してやんよ】」	パッチギ! LOVE&PEACE (監督:井筒和幸)
北京五輪	和田竜『のぼうの城』	羞恥心「羞恥心」	20世紀少年第1章 (原作:浦沢直樹)
マイケル・ジャクソンが死去	村上春樹『1Q84』	桜高軽音部「Cagayake! GIRLS」	蟹工船 (主演:松田龍平)
サッカーW杯南アフリカ大会	近藤麻理恵『人生がときめく片付けの魔法』	AKB48「ヘビーローテーション」	告白 (原作:湊かなえ)
オルフェーヴルが中央競馬クラシック三冠	タニタ『体脂肪計のタニタの社員食堂』	薫と友樹、たまにムック「マル・マル・モリ・モリ!」	ショージとタカオ (監督:井出洋子)
ロンドン五輪	阿川佐和子『聞く力』	ゴールデンボンバー「女々しくて」	テルマエ・ロマエ (原作:ヤマザキマリ)
2020年五輪が東京に決定	堤未果『(株)貧困大国アメリカ』	天野春子「潮騒のメモリー」	図書館戦争 (原作:有川浩)
ソチ五輪で羽生結弦が金メダル▽「笑っていいとも!」終了	羽生結弦『蒼い炎』	サザンオールスターズ「ピースとハイライト」	相棒 劇場版III (監督:和泉聖治)
ラグビー日本代表がW杯で南アフリカに逆転勝ち	又吉直樹『火花』	SEKAI NO OWARI「Dragon Night」	HERO (主演:木村拓哉)
SMAP解散▽イチローがメジャー通算3000安打	住野よる『君の隣臓をたべたい』	浦島太郎(桐谷健太)「海の声」	君の名は。(監督:新海誠)
村田諒太がWBA世界ミドル級王座獲得	佐藤愛子『九十歳。何がめでたい』	星野源「恋」	本能寺ホテル (監督:鈴木雅之)
大坂なおみが全米オープン女子シングル制覇	矢部太郎『大家さんと僕』	DA PUMP「U.S.A.」	劇場版コード・ブルー (監督:西浦正記)
イチロー引退▽渋谷日向子が全英女子オープン制覇	内館牧子『すぐ死ぬんだから』	Foorin「パブリカ」	天気の子 (監督:新海誠)
志村けん、岡江久美子らがコロナで死去	凧良ゆう『流浪の月』	YOASOBI「夜に駆ける」	鬼滅の刃 無限列車編 (原作:吾峠呼世晴)
松山英樹がアジア人史上初のマスターズ制覇	永松茂久『人は話し方が9割』	優里「ドライブフラワー」	竜とそばかすの姫 (監督:細田守)
東京ヤクルトスワローズの村上宗隆が三冠王	雨穴『変な家』『変な絵』	Official髭男dism「ミックスナッツ」	シン・ウルトラマン (監督:樋口真嗣)
侍ジャパン世界一奪還▽性加害でジャニーズ解体	鈴木のりたけ『大ピンチずかん』	10-FEET「第ゼロ感」	THE FIRST SLAM DUNK (監督:井上雄彦)
大谷翔平選手の通訳による違法賭博事件が発覚	九段理江『東京都同情塔』	Omoioutake「幾億光年」	ゴジラ-1.0 (監督:山崎貴)



祝 **税理士新聞** 創刊 **50周年**

順不同

<p>日本税理士会連合会</p> <p>会長 太田直樹</p>	<p>東京税理士会</p> <p>会長 足達信一</p>	<p>東京地方税理士会</p> <p>会長 北島則行</p>	<p>千葉県税理士会</p> <p>会長 茂木浩</p>
<p>関東信越税理士会</p> <p>会長 大山博之</p>	<p>近畿税理士会</p> <p>会長 石原健次</p>	<p>北海道税理士会</p> <p>会長 須藤寿</p>	<p>東北税理士会</p> <p>会長 高澤圭一</p>
<p>名古屋税理士会</p> <p>会長 尾崎秀明</p>	<p>東海税理士会</p> <p>会長 片山泰宏</p>	<p>北陸税理士会</p> <p>会長 瀬戸順一</p>	<p>中国税理士会</p> <p>会長 田中一宏</p>
<p>四国税理士会</p> <p>会長 浜崎友二</p>	<p>九州北部税理士会</p> <p>会長 丸山二也</p>	<p>南九州税理士会</p> <p>会長 東秀優</p>	<p>沖縄税理士会</p> <p>会長 松川吉雄</p>



会計で会社を強くする。  
そして、日本の中小企業を支えていく。  
それが私たちの願いです。

次の50年もお客様の経営に寄

1万名超の税理士集団  
TKC全国会



ドキュメント

# 戦略経営者

未来を切り拓く- 経営者と税理士の挑戦

協賛：株式会社TKC

先の見えない時代を生きる中小企業の経営者たち。  
そんな今だからこそ、月次決算と税理士による経営助言が求められている。

## 第6回 2024年1月20日 放送分

### [津山国産材加工協同組合] 百十四銀行

細い木材も有効利用できる台形集成材の製造を行う津山国産材加工協同組合。しかし、木材需要の減少や価格の下落などにより経営危機に直面。復活に向け、地元集成材メーカーと連携して新たなスタートを図ります。



### [株式会社波里] 群馬銀行

米の消費量が減り続ける今、米粉の製粉量で全国トップクラスを誇る株式会社波里は米粉の普及に力を注いでいます。原料価格の高騰など経営環境が変化する中、月次決算によるタイムリーな業績把握が経営者の判断を後押しします。



## 第4回 2023年7月22日 放送分

[株式会社アン] 角谷会計事務所/池田泉州銀行  
[株式会社いせや呉服店] 土屋政信税理士事務所/埼玉りそな銀行



## 第5回 2023年9月23日 放送分

[株式会社NSU物流サービス] オガウチ濱田税理士法人/大分銀行  
[フロントフォワード株式会社] 石塚啓治税理士事務所/浜松いわた信用金庫



## 第2回 2023年1月23日 放送分

[信号電材株式会社] 税理士法人o-tax  
[有限会社松山電気] 税理士法人パートナーズ/中京銀行



## 第3回 2023年4月22日 放送分

[株式会社東京ベル製作所] 税理士法人ガイア/朝日信用金庫



## 第1回 2022年9月26日 放送分

[ステラ金属株式会社] 税理士法人タスクマネジメント  
[有限会社植木石材店] 税理士法人稲田会計



《 BSイレブンで放送されました。 》

未来を切り拓く経営者と税理士の挑戦。  
TKCグループホームページから  
視聴できます。

視聴はこちらから



り添うために。さあ一緒に。



より詳しい情報はここから！ TKC全国会

検索



# 税論卓説

税理士 岡田 俊明

## 税務行政の50年 納税者の視点から

『税理士新聞』の創刊は1974(昭和49)年。それから50年が経過するが、その間の税務行政の50年はどうだったのだろうか。税務行政の状態を納税者サイドから振り返ってみたい。

### 税務行政組織の外観

国税庁は、1949(昭和24)年に大蔵省の外局として編成され、税制の企画立案と分離して、庁、局(12)、署(524)の三層構造の下、税の執行に専念する機関とされた。それまでは、大蔵大臣の下に税務監督局が置かれ、税務署が内国税の執行機関として「独立」していた。戦後、シャープ勧告を経て、申告納税制度の下で「民主的税務行政」が指向されたものの、その後の変遷を経て現状が民主的なものとなったかが問われる。

国税庁の定員も行政改革の荒波にもまれてきている。職員数は5万7202人(1997年度)をピークに下降線をたどったが、2016年度の5万5666人を底に回復しつつある(財務省定員規則では5万6380人)。その規模は日本の大企業に比肩する人員を要する。例えば、日本最大の企業であるトヨタ自動車の従業員数は7万1千人、以下JR東日本4万6千人、デンソー4万4千人と続く(各社HPより)。税務署の規模では、渋谷税務署だけで約400人を要しており、21(令和3)年9月創設のデジタル庁の546人(行政機関職員定員令1条)に比べても、かなりバランスを失っているように見える。

庁内の定員配置は、国税庁に2%、国税局に28%、税務署に68%で、その約7割が課税部門に置かれている。つまり、多くの人員が税務調査に従事していることになる。また、現在の職員約4割はこの10年間に採用された職員が占めており、若返りが進んでいる。

国税庁の予算は、6416億円(22年度)。同じ実施庁である気象庁の予算549億円と比較するとその規模の大きさがわかる。そして、国税庁は自らの力で自らの予算を稼ぎ出しているといえそうである(表参照)。

【表】  
税務調査による追徴税額

申告所得税	1,368
源泉所得税	338
法人税	3,296
消費税	個人 396 法人 1,357
相続税	669
贈与税	79
計	7,503

(単位:億円)

### 納税環境変化への対応

国税庁への外的圧力としては、例えば、IT政府構想があり、最適化計画がある。前者はe-Taxの普及という形で2010年に50%達成という課題に振り回されてきた。後者は、コンピューターシステムの近代化を契機に行政事務の合理化策として各省庁が推進を義務付けられていた施策である。これが今日では、「税務DX」として、デジタル庁発足下で当面、26(令和8)年度中のKSK(国税総合管理)システムの全面リニューアルが進行中である。

また、国税組織の「内部事務一元化」を進め、さらに業務の「センター化」が実施に移されつつ

ある。税務署のレベルでいえば、内部要員の削減というリストラの推進である。税法は、申告書・申請書等は税務署長に提出することとしているが、センターへの提出を求め、センターが納税者接触を試みるのは、法令に抵触するのではなかろうか。



### 窓口サービスの後退

かつては「気軽に立ち寄れる税務署」を指向するなどと言う人もいたようだが、実際、税務署の壁には「毎月5の日は税の相談日」と書かれた懸垂幕が掛けられていたこともある。「近づきやすい税務署」がスローガン化され、税務署の窓口のカウンターが撤去されもした。

窓口のワンストップ・サービスが推奨され、「親しみやすく利用しやすい税務署」として、「総合窓口」の設置が進んだ。さらに、税務署の事務系統別の「内部事務」を一つの部署に統合して一体的に処理する「内部事務の一元化」が進められた。09年7月には、管理運営部門が発足している。この時期から、税務署の窓口職員以外の職員の「顔」

が見えなくなっている。税務署の職員の職務従事の姿が壁の向こうに遮蔽された形になる。少なくとも税理士が、税務行政に「秘密」めいてきた感を抱くようになった。

税務相談においては、相談官による対面相談を廃止して電話相談センターで集中対応することとし、税理士と税理士事務所職員の相談は税理士会内部で対応するよう要請され、税務署窓口での相続税などの相談は予約制となった。

所得税確定申告時の相談は、税務署からの「呼び出し・ひきつけ」と呼ばれた「相談」の名による申告額の引き上げが「強要」される場面もあり、税理士の顧客までもその対象とされて、税理士業界との軋轢まで生じさせた。相談会場は「申告書作成会場」の名称で、個別面接から一人の職員が数名の納税者を同時に対応する方法に変更され、次いで、パソコンを会場に配備して電子申告(e-Tax)に誘導する施策へと変貌していった。昨年から、納税者にスマホを用意させて「スマホ送信」を推進しており、行政のデジタル化に納税者を協力させる施策は、「強制」とみなされ、デジタルデバイド(情報格差)の問題が意識されるようになってきている。

デジタル化は納税者の利便向上に寄与するという触れ込みであるが、格差が拡大し固定化するのであれば、本末転倒な施策になりかねない。インターネット頼みでは、税務署がますます遠い存在になってしまうかもしれない。

### 税務運営方針と税務調査

結局のところ、国税庁はその人的資源を税務調査に振り向けることに熱心である。

国税庁は、組織理念として「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを「使命」と定めている。税務調査の目的については、「すべての納税者が自主的に適正な申告と納税を行うようにするための担保としての役割を果たすことにある」(税務運営方針)としてきた。

この税務運営方針は、1976(昭和51)年を最後に改訂されていないが、現在も生きている。ただし、職員がこの方針の存在に気付いていない可能性がある。実際の行政は、制定当時と乖離してきているからである。

2011(平成23)年の国税通則法改正で、調査手続きについて、事前通知、調査結果の内容説明や申告是認通知、処分への理由附記などの明確化・法制化が図られた。納税者の権利保護の機運が高まったが、その後の税法改正がこれらを否定するような動きになっていることは今日の懸念材料である。無予告・現況調査の復活、「質問応答記録書」の多用が特徴的にみられる。

1972(昭和47)年には、確定申告時の「呼び出し・ひきつけ」の廃止、事前調査の廃止・事後調査体系への移行が示され、「調査と指導の一体化」

の運営も掲げられた。「税務運営方針」は、「調査が非違事項の摘出に終始し、このような指導の理念を欠く場合には、納税者の税務に対する姿勢を正すことも、また、将来にわたって適正な自主申告を期待することも困難となり、納税者の不適正な申告、税務調査の必要という悪循環に陥る結果となるであろう」と、税務職員を諭していた。

### 行政アプローチの方法

税務行政のあり方として、ハードアプローチとソフトアプローチの方法があるとされる。わが国の税務行政は、数少ないハードアプローチタイプといわれる。納税者支援のシステム化が求められるのであるが、その機能は乏しい。

この間、インボイス制度導入、電子帳簿保存法改正による電子取引データの電子保存の義務化、そしてこの6月からの「定額減税」事務にみられるような、納税者への負担増を前提とした制度改正が続いており、他方で、税務行政が十分に対応しきれていない。昨年10月から課税事業者を選択せざるを得なかった零細事業者へのきめ細かな援助システムが用意されなかった点も反省すべきであろう。

「税務DX」の前に、納税者との「緊張関係」を醸し出すのではなく、「良好な関係」を築く努力こそが、いま求められている。

# 祝 税理士新聞 創刊 50周年

順不同

<p>稲葉 徹 公認会計士 〒460-0012 名古屋市中区千代田五丁目一五二番一四 FAX 電話 〇五二(二四二)六三六(代) FAX 〇五二(二四二)八一九(一)</p>	<p>金子 秀夫 公認会計士 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目一五 FAX 電話 〇三(三五八)八九二(一) FAX 〇三(三五八)八九二(三)</p>	<p>奥山 武晃 公認会計士 〒990-0061 山形県山形市五十鈴一丁目一三二番一七 FAX 電話 〇二三(六四二)八五九(代)</p>	<p>税理士法人 アグス 平岸 隆寛 大通 所長 函館 所長 蛭子 真樹 市 臣樹</p>	<p>岡田 祐光 税理士事務所 〒102-0083 東京都千代田区麹町一丁目一三三 FAX 電話 〇三(三五八)六八六(一) FAX 〇三(三五八)六八六(二)</p>	<p>下崎 寛 税理士事務所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿八丁目一四一 FAX 電話 〇三(三五八)六八六(一) FAX 〇三(三五八)六八六(二) http://www.shimozaki.jp</p>	<p>税理士法人 OKJ・清水会計事務所 清水 武信 〒350-1306 埼玉県狭山市富士見二丁目一四一 FAX 電話 〇四(二九五)七五七(一) FAX 〇四(二九五)七五七(二)</p>	<p>株式会社 合同会計 税理士法人 合同会計 隅内 道三 代表取締役 〒332-0031 埼玉県川口市青木二丁目一番七号 FAX 電話 〇四八(二五〇)三三三(一) FAX 〇四八(二五〇)三三三(二)</p>	<p>ミカタ税理士法人 柴田 昇 代表社員 〒170-0003 東京都豊島区駒込一丁目二番一 FAX 電話 〇三(三九四)〇三三(一) FAX 〇三(三九四)〇三三(二)</p>	<p>税理士法人 いしはら会計事務所 石原 久敬 石原 祥子 石原 佳奈 石原 平岡智夫 〒170-0003 東京都豊島区駒込一丁目二番一 FAX 電話 〇三(三九四)〇三三(一) FAX 〇三(三九四)〇三三(二)</p>
<p>株式会社 今林 重子 税理士 今林 重子 〒891-0401 指宿市大牟礼一丁目二番一 FAX 電話 〇九九三(二四)三二八(一) FAX 〇九九三(二四)三二八(二)</p>	<p>井原 英貴 税理士事務所 〒411-0024 静岡県三島市若松町四六七五 FAX 電話 〇五五(九八七)五六八</p>	<p>税理士法人 SKC 代表社員 代表社員 古川 直俊 〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町三番三 FAX 電話 〇九三(四八二)五五八(一) FAX 〇九三(四八二)五五八(二)</p>	<p>税理士 芦原 孝充</p>	<p>鈴木修二税理士事務所 税理士 鈴木 修三 〒105-0004 東京都港区新橋二丁目一七 FAX 電話 〇三(三五八)〇三二(一) FAX 〇三(三五八)〇三二(二)</p>	<p>税理士法人 MOVE ON 代表社員 孫崎 健次 〒910-0851 福井県福井市米松二丁目一三 FAX 電話 〇七六(五五三)六五八(一) FAX 〇七六(五五三)七八八(二)</p>	<p>税理士法人 黒木 寛峰 黒木 寛峰 〒732-0064 広島市東区牛田南一丁目一八 FAX 電話 〇八二(〇三二)〇二二(一) FAX 〇八二(〇三二)〇二二(二)</p>	<p>公認会計士 鹿谷 哲也 鹿谷 哲也 〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町三丁目二 FAX 電話 〇三(六八〇)七六六(一) FAX 〇三(六八〇)七六六(二)</p>	<p>新神戸税務会計事務所 青木 信夫 税理士 〒101-0046 東京都千代田区神田多町三丁目一四 FAX 電話 〇三(三五八)〇九八(一) FAX 〇三(三五八)〇九八(二) E-mail: aoki@shinkanda.jp</p>	<p>税理士法人 荻野 由章 代表社員 荻野 由章 〒116-0003 東京都荒川区南千住五丁目一五 FAX 電話 〇三(三八〇)五二〇(一) FAX 〇三(三八〇)五二〇(二)</p>
<p>杉田 義伸 税理士事務所 〒144-0052 東京都大田区蒲田三丁目一七 FAX 電話 〇三(三七三)〇五二(一) FAX 〇三(三七三)〇五二(二)</p>	<p>中野 達夫 税理士 〒144-0052 東京都大田区蒲田五丁目三 FAX 電話 〇三(三七三)〇五二(一) FAX 〇三(三七三)〇五二(二)</p>	<p>高橋博税理士事務所 税理士 高橋 博 〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目一三 FAX 電話 〇三(五六七)八七二(一) FAX 〇三(五六七)八七二(二)</p>	<p>会計事務所 フロースト 金子 尚弘 税理士 〒458-0924 愛知県名古屋市中区有松一丁目一〇 FAX 電話 〇五二(八六二)〇〇七</p>	<p>税理士法人 日本会計グループ 代表社員 吉岡 和守 〒105-7110 東京都港区東新橋一丁目一五 FAX 電話 〇三(六八〇)八六二(一) FAX 〇三(六八〇)八六二(二)</p>	<p>税理士・税務ライター 鈴木 まゆ子 〒114-0014 東京都北区田端一丁目二二 FAX 電話 〇三(五五三)〇〇一(一) E-mail: mayuzi@taxjournal.com 記事一覧: forio.com/mayuzi</p>	<p>増田浩美税理士事務所 税理士 増田 浩美 〒174-0041 東京都板橋区舟渡二丁目一 FAX 電話 〇三(五九四)三六六(一) FAX 〇三(五九四)三六六(二)</p>	<p>T・M&amp;K 税理士法人 代表社員 菅原 初義 〒101-0032 東京都千代田区若本町三丁目一 FAX 電話 〇三(五六八)六五七(一) FAX 〇三(五六八)六五七(二)</p>	<p>税理士法人 翔和会計 田本 啓 税理士 〒160-0023 東京都新宿区西新宿一丁目八番一 FAX 電話 〇三(六四七)四六三(一) FAX 〇三(六四七)四六三(二)</p>	<p>税理士法人 金森事務所 代表社員 金森 岳司 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川二丁目一 FAX 電話 〇三(三七八)〇九九(一) FAX 〇三(三七八)〇九九(二)</p>
<p>税理士法人 石井 栄一 代表社員 石井 栄一 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>遠藤隆浩税理士事務所 所長 遠藤 隆浩 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>高橋勝也税理士事務所 税理士 高橋 勝也 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>フレスコ税理士法人 名古屋オフィス 岡崎オフィス 知立オフィス 岐阜オフィス 愛知県名古屋市中区 愛知県岡崎市 愛知県知立市 岐阜県岐阜市</p>	<p>遠藤敏史税理士事務所 税理士 遠藤 敏史 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>税理士 鷹野 保雄</p>	<p>税理士法人 熊代 克巳 代表社員 熊代 克巳 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>税理士法人 TOKYU LAW PARTNERS 代表社員 鴫澤 裕 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>三河春彦税理士事務所 所長 三河 春彦 代表社員 藤村 紀彦 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>上田宣政税理士事務所 税理士 上田 宣政 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>
<p>富士高庄フレキシブルホー又株式会社 代表取締役 藤井 康司 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>株式会社 アビリティ 蔵前南営業所 太田 秀明 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>公益社団法人 小田原青色申告会 会長 志村 宗男 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>公益社団法人 武蔵府中青色申告会 会長 相原 博 〒743-0063 山口県光市島田六丁目二二 FAX 電話 〇八三(七二)一五五(一)</p>	<p>社会保険労務士法人 東京労務管理 代表社員 北原 千廣 〒170-0013 東京都豊島区東池袋四丁目一 FAX 電話 〇三(三九八)九四四(一) FAX 〇三(三九八)九四四(二)</p>	<p>社会保険労務士法人 本間 邦弘 代表社員 本間 邦弘 〒104-0041 東京都中央区新富二丁目一五 FAX 電話 〇三(六三三)四三三(一) FAX 〇三(六三三)四三三(二)</p>	<p>東京双葉法律事務所 弁護士 富田 大樹 〒102-0083 東京都千代田区麹町三丁目一五 FAX 電話 〇三(三五八)八〇五(一) FAX 〇三(三五八)八〇五(二)</p>	<p>税理士 田端 利夫 〒170-0013 東京都豊島区東池袋三丁目一五 FAX 電話 〇三(三九八)九四四(一) FAX 〇三(三九八)九四四(二)</p>	<p>丁AO税理士法人 代表社員 土屋 元人 〒251-0025 神奈川県横浜市磯子区磯子一丁目一 FAX 電話 〇四六(六六〇)六〇八(一) FAX 〇四六(六六〇)六〇八(二)</p>	<p>平安会計事務所 税理士 平 安 税理士 平 安 〒563-0032 池田市石橋二丁目四番一 FAX 電話 〇七二(七六〇)二六六(一) FAX 〇七二(七六〇)二六六(二)</p>

# 資金繰り支援の秘けつ

銀行との上手な付き合い方

第81回

税理士が行うべき  
資金繰り支援

銀行取引コンサルタント

上田 真一



## 税理士と 金融機関の関係性

税理士新聞創刊50周年記念特集号となる今回は、改めて顧問税理士が行う資金調達支援について述べていきます。

コロナ禍にゼロゼロ融資等を受けて過剰債務となった中小企業をどう再建していくのが、いま注目されています。国も無利子融資の借換保証制度の延長など、さまざまな施策を打ち出しています。もちろん中小経営者は業績回復のためにいろんな手を打っているはずですが、しかしいったん落ち込んだ業績を中小経営者の考え方・実践だけで変えていくのは難しいのが現状です。そうした際に、中小経営者の能力だけではなく、第三者の知見や助言を借りることによって、打開できることもあります。

その存在に最も適任だと思われるのは、顧問税理士です。なぜなら、顧問先企業の財務状況を一番早く把握し、助言できる立場にある身近な存在だからです。

税理士と金融機関は、基本的に相反する立場といえます。まず税理士は基本的には、顧問先の納める税金が最小となるよう利益圧縮(節税)すべき立場です(もちろん全ての税理士がそうではありません)。

一方の金融機関は回収・信用格付けの観点から、企業の利益は大きいほど良いという立場です。そのため中小企業の決算について、顧問税理士と金融機関の考え方に食

い違いがみられることがあります。

筆者も現役行員時代には「本当はもっと利益が出ているはずなのに、ここまで過少利益にする必要はないのではないか」と感じたことがありました。ただ税理士と金融機関の共通の思いとして、企業にもうけてもらい、さらなる発展や社会貢献をしてほしいと考えているはずですが、そうした共通認識が共有できれば、中小経営者も心強いのではないのでしょうか。その共通認識を持ち、企業の発展を支援していく前提として、顧問税理士と金融機関のコミュニケーションは非常に重要となります。まずは金融機関、顧問先、税理士の3者で、決算月までに着地見込みなどのミーティングを開催することを検討してみましょう。

## 金融機関からみた 税理士という存在

金融機関は顧問税理士のことを、決算書や試算表を作成するスペシャリストと認識しています。前述したように、顧問税理士が利益重視なのか節税重視なのかによって、自庫の信用格付けが変わる可能性があるため、決算に対する顧問税理士の姿勢を気にしている金融機関の担当者もいます。

特に金融機関が顧問税理士に期待していることは、取引先の決算書の内容はもちろんですが、毎月の試算表の迅速さです。なぜなら多くの中小企業が試算表を迅速に作成できていないからです。金融機関の融資

審査は、企業の決算月から2~3カ月以内の融資申し込みには対応できます。しかしその期間を過ぎると、試算表の提出がないと融資審査ができません。

実を言うと、金融機関にとって最も重要な提出資料は試算表です。というのも、その他の資料は金融機関の担当者がヒアリングすれば作成が可能ですが、試算表はそうはいきません。そうした事情もあり、税理士による顧問先への指導に期待している側面があります。

## ますます高まる 資金調達支援の重要性

税理士による資金調達支援の重要性は、年々高まってきています。特にコロナ禍で資金繰りに窮した中小企業が真っ先に相談したのは顧問税理士ではないのでしょうか。

コロナ禍でキャッシュがいかにか大事なのかを中小経営者は認識しました。人間誰しもそうですが「お金が足りないこと」を人に相談することはかなりハードルが高く、勇気のいることです。そんなお金の相談をできるのが顧問税理士なのです。こうした近年の状況もあり、税理士への資金調達支援の重要性・必要性は高まっています。そこで4つのポイントをみていきます。

### (1) 金融機関への評価

税理士は金融機関への先入観をできるだけ排除してください。顧問先が融資謝絶された案件に納得いかなかったこともあるで

しょう。しかしそのときの印象を引きずったままだと冷静に支援業務ができません。

金融機関の職員は、平均3年で異動します。人が変われば、融資姿勢も変わることもあります。その繰り返しなのです。過去の経緯に執着しても仕方ありません。

筆者は融資関連の投稿をSNSの「X」にしていますが、税理士の方から時折、「その銀行側の考え方はおかしい」との厳しいコメントをいただくことがあります。ただ、いくら「銀行の考え方・判断がおかしい」と怒っても、それを変えていくことは現実的には難しいのです。

最終的には、融資は金融機関の判断が全てです。いくら優良企業であるとしても貸すか貸さないかを判断する権利は金融機関にあります。さらに業績が下降気味の企業に対しての融資には、どうしても慎重に検討せざるを得ません。金融機関は慈善事業ではないのです。このようなことを踏まえ、どうしたら円滑に資金調達できるか、顧問先と共に考えることを優先してください。

### (2) 同行訪問の是非

筆者は、通常の借入申し込みについて、

顧問税理士が中小経営者に同行し、金融機関と交渉するのは控えるべきと考えています。なぜなら金融機関の職員は、経営者から直接話を聞きたいからです。第三者である税理士が同行するという事は、うまく説明する自信がないからと受け取ります。

金融機関は、中小経営者=中小企業と捉えています。そのため口下手な社長であっても、どんなにたどたどしくても、社長から聞きたいのです。横から第三者がいかにか上手に説明しても、何も響くものはありません。筆者は、この件で税理士の方から「財務説明をしてもらい助かったと銀行員から感謝の意を伝えられた」とお叱りを受けたことがあります。しかし銀行員は、もめ事を好みません。本部へのクレームを避けるため、当たり障りのない肯定的な発言しておくことは十分考えられます。銀行員にとってクレームが最大の敵なのです。

顧問税理士は同行訪問ではなく、事前に面談のシミュレーションをすることが適切な支援といえます。

### (3) 新制度等の情報提供

コロナ禍や地震などの災害時には、国や

自治体、民間金融機関による、さまざまな融資制度が受けられます。こうした融資制度について、顧問先がその条件に当てはまるかどうか吟味した上で、適用可能と思えば情報提供してください。経営者が融資制度を知らないことは結構あります。「もう知っているだろう」との先入観を捨てて、制度の活用を提案してみてください。

### (4) 提出資料の作成支援

融資を申し込むと、金融機関から各種資料の提出を求められます。決算書2~3期分、直近試算表、資金繰り表などです。特にこのうち、いつ・いくら資金が必要となるのかを証明する資金繰り表は、作成を苦手とする経営者が多いのが実態です。

とはいえ、顧問先が融資の申し込みをするたびに税理士が作成を支援するのは難しいでしょう。従って平常時から時間を取り、資金繰り表の作成を指導しておくといでしょう。実際に資金需要ができたとき、経営者が作成したものを税理士がチェックしてください。こうした表は、実際に自分で作成してみないと身に付きません。

(今回は1811号に掲載予定です)

退職金対策、考えていますか?!

ぜいたいきょうは、1983年(昭和58年)の設立以来、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度運営を通じて、皆様の繁栄を応援しています。

退職金のことなら

ぜいたいきょう

にお任せください!

安心できる退職金制度は?  
関与先にも紹介したい...

ぜいたいきょうの「特定退職年金共済制度」は...

- ✓ 満65歳未満までOK!
- ✓ 掛金は全額必要経費、または損金に計上
- ✓ 関与先の皆様もご加入できます
- ✓ 複利はなんと2%!!!
- ✓ 月額3,000円から確かな保証!

えっ?  
複利で  
2%!!

ホームページがより分かりやすく  
リニューアルされました!!!

制度の詳細は  
ホームページを  
ご覧ください

ぜいたいきょう

一般社団法人 ぜいたいきょう 税 退 共  
(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)  
〒330-0846 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階  
Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261 http://www.zeitaikyoo.com

# 祝 税理士新聞 創刊 50周年

順不同

**税理士法人 宮田会計**

代表社員 宮田 健一郎  
 税理士 宮田 吉弘  
 社員税理士 南 利比古  
 社員税理士 玄田 秀昭  
 社員税理士 若山 隆男  
 社員税理士 佐野 勝志  
 社員税理士 高倉 祐二  
 税理士 安田 良廣  
 税理士 男網 重則

〒920-0937 石川県金沢市丸の内5番12号  
 TEL 076-263-2566 FAX 076-263-2561

・泉野事務所 ・相統専門事務所  
 ・たかくら事務所 ・富山事務所

**税理士法人 コンフィアンス**

コンフィアンスとはフランス語で「信頼」という意味です

代表社員 益 子 良 一  
 税理士 松 本 重 明  
 社員税理士 益 子 道 子  
 社員税理士 倉 重 徹 義  
 税理士 法 師 人 昇

〒221-0842 横浜市神奈川区泉町1-1 MTビル3階  
 電話 045 (314) 5081(代)  
 FAX 045 (314) 5229  
<http://confiance.zei-mu.com>

**税理士法人 川原経営**

代表社員 川原 丈貴

〒140-0001 東京都品川区北品川4-7-35 御殿山トラストタワー9階  
 TEL: 03-5422-7670  
 FAX: 03-5422-7617  
<https://www.kawahara-group.co.jp/>

**税理士法人 総合経営**

代表社員 長谷川 佐喜男

〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529 ヒロセビル9階  
 TEL: 075-256-1200  
 FAX: 075-256-1231

**立正大学法制研究所 特別研究員**

**税理士**

浦野 広明

〒171-0014 東京都豊島区池袋2-51-15 第3ホールビル202  
 TEL: 03-5992-5121

**税理士法人 北村会計**

代表社員 北村 政則  
 社員税理士 萩原 由久

〒330-0804 埼玉県さいたま市大宮区堀の内町3-54 北村会計ビル  
 TEL: 048-641-8236  
 FAX: 048-643-1819  
 URL: <http://www.kitamurakaikei.com/>  
 E-Mail: [info@kitamurakaikei.com](mailto:info@kitamurakaikei.com)

**TA PARTNERS**  
 CERTIFIED PUBLIC TAX ACCOUNTANTS'CO.

**税理士法人 ティーエーパートナーズ**

DEO 相浦 圭太  
 CEO 本村 健一郎

本社 北九州市門司区東港町4番68号  
 電話 093-322-5007  
 FAX 093-322-5017  
 沖縄オフィス 沖縄県中頭郡中城村南上原1007-3F  
 電話 098-917-4439  
 FAX 098-917-4411

『税理士新聞』『税論卓説』監修

**税理士 岡田 俊明**  
 (元青山学院大学招聘教授)

〒154-0015 東京都世田谷区桜新町2-8-4 税理士法人 白井税務会計事務所  
 TEL: 03-3429-4111  
 FAX: 03-3426-8839

相続税専門の  
**税理士法人 チェスター**

相続のノウハウや知識の共有  
 相続実務業務をトータルサポート  
 『相続実務アカデミー』

会員登録はQRコードまたは「相続実務アカデミー」で検索

**日本ビズアップ株式会社**

代表取締役社長  
 八巻 正博

〒105-7110 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター10F  
 TEL: 03-6215-9217  
 FAX: 03-6215-9218  
<http://www.bizup.co.jp/>

**税務調査対策ノウハウ PDFを無料謹呈**

- ・元国税が解説
- ・法令の根拠満載
- ・業種別の対応解説
- ・実際の応答事例も!
- ・1万円以上のPDFが今だけ無料

元国税調査官・税理士・会計士の方限定でのご案内です

税理士 松嶋 洋

**税理士法人 アイランドパートナーズ**

代表社員 嶋 敬介  
 社員税理士 丸橋 聡子

【東京事務所】  
 〒100-6310 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10階  
 TEL: 03-6821-3966  
 FAX: 03-3216-0439

【大阪事務所】  
 〒530-6109 大阪府北区中之島3-3-23 中之島タイビル9階  
 TEL: 06-6445-1551  
 FAX: 06-6445-1661

税理士とその関係者のために  
**50th**  
 NICHIZEI GROUP

税理士界一筋 おかげさまで50周年

株式会社 日税ビジネスサービス  
 株式会社 日税不動産情報センター  
 株式会社 共栄会保険代行  
 株式会社 日税サービス  
 株式会社 日税経営情報センター  
 株式会社 日税信託

株式会社日税ホールディングス 代表取締役会長(CEO) 吉田雅俊  
 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階  
 TEL: 0120-155-551

資産税に強い  
 不動産鑑定・土地評価の  
 エキスパート

**株式会社東京アプレイザル**

会長 芳賀 則人  
 代表取締役 牧村 文仁

〒102-0084 東京都千代田区二番町5-5 番町フィスビル4階  
 TEL 03-6261-9030  
 FAX 03-6261-9032

**法政会計人会**

会長 高田 住男

〈事務局〉  
 〒116-0013 東京都荒川区西日暮里3-6-14-608 武田眞吾税理士事務所内  
 TEL: 03-3823-1355  
 FAX: 03-3823-1326

全国税理士共栄会  
 会長 秋場 良司

〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目十一番八  
 日本税理士会館四階  
 電話 03(5740)8331  
 FAX 03(5740)8332

「お客様の想いを届ける」  
 総合物流会社

**株式会社レーベル**  
**株式会社レーベルロジスティクス**

代表取締役 山内 雅人

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-21-1 淡路町MHビル7F  
 TEL: 03-3518-9678  
 FAX: 03-3518-9679  
 URL <http://labeldm.com>  
<https://label-logistics.jp>

快適なオフィス環境を提供する

**株式会社 ボナファイド**

〒162-0854 東京都新宿区南山伏町1-23  
 TEL 03 (3513) 6571  
 FAX 03 (3513) 6572  
<https://www.bonafide.co.jp>

**情報印刷株式会社**

代表取締役社長 鈴木 修

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-2-2  
 電話 03(3262)5740  
 FAX 03(3264)1005

**合同会社東神ぷりんと**

代表 長内 一貴

〒220-0041 神奈川県横浜市西区戸部本町 35-10-101  
 電話 045(624)-8584  
 FAX 045(624)-8609

お忙しい先生を強力サポート

# 相続税土地評価を お手伝いします!



土地評価セカンドオピニオン

土地10か所まで  
※1相続案件ごと

▶ 3.3万円(税込)

税理士の先生が一度計算した土地評価額のセカンドチェックをいたします。

相続税土地評価

固定資産税の課税明細書のみご用意  
いただければ、あとは全ておまかせください。

▶ 3.3万円(税込)~

1か所の土地から全ての土地まで、ご要望に応じて土地評価を承ります。

4つの専門家の視点から相続財産をチェック  
相続税土地評価クアトロチェック®

一級建築士

土地家屋調査士

不動産鑑定士

税理士

財産評価基本通達による土地評価だけでは、織り込めないような減額要素を持った個別性の強い土地について一級建築士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・税理士の視点を駆使して、適正な相続税土地評価を行います。

check 01

郊外の山林やがけ地、急傾斜地を宅地造成費の観点から一級建築士がチェック

check 02

市街地や都市部の大きな筆(一体地)や一団の土地を測量の観点から土地家屋調査士がチェック

check 03

相続税評価を得意とする不動産鑑定士が時価評価の観点からあらゆる減額要素をチェック

check 04

相続税に特化した相続専門税理士が財産の評価や相続税申告を含めた相続手続きをフルチェック

## 土地評価減額一例



評価額

1,200万円▶300万円



評価額

2,000万円▶35万円



評価額

5,000万円▶4,500万円



評価額

2,500万円▶600万円



フジ相続税理士法人  
株式会社 フジ総合鑑定  
土地家屋調査士法人フジ登記測量

フジ総合グループ

URL <https://fuji-sogo.com>  
MAIL [info@fuji-sogo.com](mailto:info@fuji-sogo.com)

お問い合わせはこちら 初回相談無料

0120-95-4834

電話受付時間 平日9:00~18:00

本部：東京事務所 | 東京都新宿区新宿 2-1-9  
@WORK SHINJUKUGYOEN 9F

名古屋事務所 | 愛知県名古屋市中区栄 1-2-7  
名古屋東宝ビル 5F

大阪事務所 | 大阪府大阪市淀川区宮原 3-5-36  
新大阪トラストタワー 14F

## 会計事務所のための 広報・PRお役立ちコーナー

この面に掲載した「最近の『税』に関するコトバ集」「気になるニュースのキーワード」「【解説】国の基金」の3欄は、会計事務所が顧客向けに発行する「事務所通信」「FAXレター」「メールマガジン」などへの転載および会計事務所のホームページへの掲載も可能です。掲載にあたっては文末に「エヌビー通信社提供」または「『税理士新聞』より転載」などと表記してご活用ください。

税のスペシャリストである税理士・会計事務所が、顧客向けに発行する広報・PR媒体には、税務・税制についての専門的な話題が満載ですが、税に関する「コラム」「エッセイ」などの、いわゆる「軽い読みモノ」が不足していると聞きます。読者限定のこの転載可能コーナーは、そうした読者からの多くの声にお応えする目的で企画したものです。

弊社ホームページの「お役立ちコーナー」に下記のユーザー名とパスワードでお入りいただければ、テキストデータでご覧頂けます。是非ご活用ください。

ユーザー名 ▶ **zeishin** パスワード ▶ **2024**

### 最近の『税』に関するコトバ集

#### ◆「日本で納税してから言え」

(4月30日、大王製紙前会長の井川意高氏)——SNSで。実業家の西村博之(ひろゆき)氏が能登半島地震の復興について「能登地方は地震から4カ月経つのに、全壊した家屋の公費解体を申請した8528棟のうち完了したのは9棟。いまだに水道すら使えない家屋が多数。能登を見捨てていいのですかね?」と復興の遅れについて政府を批判した。これに対して井川氏が「日本で納税してから言え」とコメント。日本での納税について西村氏は「日本に源泉所得税で毎年2000万円以上を払っているのと、法人税も払っているの、一般の人より多く払っていると思いますよ」と説明している。

#### ◆「現役世代の負担はもはや限界に近づいている」

(4月23日、佐野雅宏健康保険組合連合会会長代理)——記者会見で。主に大企業の従業員らが加入する健康保険組合の2024年度の赤字額が、過去最大の6578億円に上る見通しであることを発表。全体の9割弱に当たる1194組合が赤字で、厳しい収支状況が続いている。佐野氏は「社会保険の適用拡大で被保険者が増えた上、今年度は賃上げによる保険料収入

の伸びが期待できる」としたが、医療費の高止まりや、75歳以上が加入する後期高齢者医療制度の財政を支えるために拠出する「支援金」がおおよそ1700億円増える予定であることを挙げ、「高齢者医療費への拠出金の増加が続いて、現役世代の負担はもはや限界に近づいている。制度の見直しが必要だ」と述べた。

#### ◆「相続税は格差問題の解決にはならない」

(4月29日、インドのモディ首相)——タイムズ・オブ・インドのインタビューで。今年の総選挙でモディ氏が再選を果たせば相続税が導入されるとの憶測が広まっていることに反論した。総選挙では相続税と富裕税の導入の是非が争点となっている。モディ氏率いるインド人民党と最大野党の国民会議派は、互いに相手が新税導入を画策していると非難し合っている。モディ氏は、「相続税も富裕税も解決策に見せかけた危険な問題」とした上で、「これまで成功したことは一度もなく、誰もが等しく貧しくなるように富を分配してきた」と指摘。「不和を生み出し、平等へのあらゆる道を閉ざし、憎悪を生み、国の経済・社会的構造を不安定にする」と述べた。

### NEWS

### KEYWORD

### 気になるニュースのキーワード

( 今回のキーワード )

## 在職老齢年金 (在老)

厚生年金を受給しながら働く65歳以上の高齢者の厚生年金と賃金の合計が50万円を超えた場合、超過分の半分を厚生年金からカットする仕組み。2021年度末の対象者は、65歳以上で働く受給者の約17%に当たる49万人。

現在の年金制度は、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人加入する国民年金と、勤め人が最長で70歳まで加入する厚生年金の二階建てとなっているが、在老は厚生年金だけが対象だ。そのため、原則65歳から支給される老齢基礎年金(国民年金)が賃金の額によって停止されたり減額されたりすることはない。

厚生年金の加入期間は70歳までだが、被保険者でなくなったとしても厚生年金の適用事業所に勤めて給料を得ている限り、在老の仕組みは引き続き適用になる。

在老の減額対象者は「働き損、にならないよう就業時間を調整することも多い。そのため対象者だけでなく、人手不足に悩む事業者からも制度の見直しを求める声が上がっている。ただ、在老によって減額された年金の合計額は年4500億円に及び、制度の縮小や廃止に当たっては、その分の財源が必要になる。

5年に一度の公的年金制度の改革に向けた検討が始まっている。在老についても何らかの動きがありそうだ。

### 解説 国の基金

## 環境対応車普及促進基金

環境関連技術分野の国内投資を促進するとして2010年に設立。所管は経済産業省。基金設置法人は一般社団法人環境パートナーシップ会議。11年からは、東日本大震災の影響による産業の空洞化を防ぎ、国内投資の促進と雇用の維持・創出を目的とした設備投資への支援事業を開始した。

初年度に2950億円の交付を受けた。設備投資への補助率は大企業が3分の1、中小企業が2分の1、グループ化中小企業が3分の2。補助金額は最大150億円となる。補助要件として被災地への直接投資または被災地への波及効果が見込まれることが必須だった。事業は15年度までに終了し、現在は補助事業者から提出される雇用状況報告書の受領と財産処分の対応業務を行っている。

「経営環境をとり巻く状況の変化などにより補助金を辞退した案件、確定検査などにより交付決定額よりも減額できた案件等が発生した」ことを理由に、13年度以降は毎年不用額を国庫に返納。21年度以降の支出は管理費のみとなっている。23年の基金残高は2億1900万円。事業終了は28年3月を予定。

同基金を残置する理由について経産省は、補助事業終了後も報告書の受領や財産処分の対応業務を行っているほか、「本事業の効果分析・検証を実施するため、データの収集等を継続して事務局にて実施しており、事業最終年度において実施する効果分析・検証業務及び報告まで、事務局に引き続き担わせることが合理的と考えている」と説明している。

弥生

記帳代行顧問先の法令対応も

# 弥生におまかせ!



会計事務所が「記帳代行支援サービス\*」ご契約後、各顧問先と共有手続き

\*ご利用には「弥生PAP」への入会が必要です。



弥生製品を所持していない顧問先も法令対応サービス「スマート証憑管理」をご利用可能に!

「記帳代行支援サービス」お申し込みはこちら



記帳代行支援サービス 弥生

インボイス制度・電帳法対応 オンライン無料相談会

会計事務所や顧問先の状況、悩み事などを個別にお伺いした上で、弥生で支援できる部分についてご案内いたします。お気軽にお申し込みください。



弥生株式会社 カスタマーセンター

TEL 03-5207-8857

受付時間 9:30-12:00/13:00-17:30 (土・日・祝日、および弊社休業日を除きます)

支え続ける、ビジネスという舞台の裏側で。

会計事務所を母体とする名南M&Aは、  
全国の会計事務所様と連携を強化し、  
顧問先・関与先様のM&Aを  
ご支援しています。



代表取締役社長  
篠田 康人



取締役  
櫻田 貴志



統括責任者  
小玉 智之



東日本担当  
橋本 真一



中部担当  
中山 翔



西日本担当  
西田 純也

■ 会計事務所チーム

業歴  
23年  
(設立10年)

M&A成約実績  
約500件  
(2023年9月末時点)

社員数  
61名  
(2023年9月末時点)



会計事務所様との  
連携実績インタビュー  
記事はこちら



名南 M & A  
Meinan Consulting Network

名古屋証券取引所 メイン市場(証券コード7076)



業務提携の  
ご相談・その他  
お問い合わせはこちら

0120-123-745

[受付時間: 平日 9:00 ▶ 18:00]

名古屋本社

〒450-6334 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号JPタワー名古屋34階  
TEL:052-589-2795

大阪オフィス

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-2-1新ダイビル24階  
TEL:06-6442-3002

静岡オフィス

〒422-8067 静岡市駿河区南町18-1サウスポット静岡17階  
TEL:054-280-6520

## 会計ソフト「フリーウェイ経理」

をご利用いただいている

# お客様の声

### 税理士法人アニモ様

サービス、金額ともに納得のいく会計ソフトを見つけたいと思いネット検索で見つけたのがフリーウェイ。導入の決め手は明朗会計。ソフトを一度購入すれば5年ごとの再契約は不要で使い続けることができます。さらに、その度に新しいサーバーや端末の導入が必要ないことも大きかったですね。フリーウェイは費用対効果が抜群に高く、非常に満足しています。

### 税理士法人中日PARTNERS様

利用する人数に制限がないプランがあり、これまでの会計ソフトで課題となっていた、今後支店が増えても追加料金なしで使える点が魅力的でした。「スタッフや支店を増やし、事務所の規模を拡大していきたい」と考える方には、断然フリーウェイをおすすめします。次に乗り換える会計ソフトを考えないほど、私はフリーウェイが気に入っています。



FreeWayJapan

株式会社フリーウェイジャパン

東京都中央区日本橋富沢町12-8 Biz-ark日本橋6F

<TEL> 050-1753-4334 <営業時間> 平日9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00



**事務所承継をお考えの先生**

顧問先・所員も満足できる引き継ぎ先を探したい！

税理士先生のM&Aをサポート

**最適な解決策を  
ご提案します**

業界を熟知した専門新聞社にご相談を!!

21件を超える成功事例

17年の信頼と実績

後継者がいない

承継後もお客様を満足させたい

職員・家族の生活も守りたい

エヌピー通信社 会計事務所事業承継支援室

# 個別相談会

完全無料  
秘密厳守  
各回1組限定

お悩み、ご不安、想い、そしてグチ... まずはお気軽に、なんでもお聞かせください  
「いますぐではない」「そろそろ考えてみるか」「そのうち必要になるかも」などなど、  
具体的にはまだなにも検討していない段階でも結構です。イザ`考える、際の材料・予備知識として、まずはご相談ください。

東京 八重洲

2024. **6/13** 木  
10:00~18:00 (各1時間程度、19時閉会)

会場

イオンコンパス  
東京八重洲会議室 RoomE  
東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル4階  
●JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩4分

(切り取ってお使いください)

各項目にご記入の上、本紙をFAXしてください。担当者より連絡させていただきます。 記入日 年 月 日

**完全予約制 お申込み記入欄** (ご連絡の上、当日の時間調整をさせていただきます)

貴事務所名		参加者名	フリガナ
貴事務所ご住所	〒		
連絡可能な電話番号			
当社担当者から連絡可能な日時			
■ 曜日 (〇で囲んでください) :		■ 時間 :	
平日	土曜日	日曜日 ( 曜日)	時 分 ~ 時 分 ごろ
当日(6/13)参加できない場合の希望日時 (ご連絡の上、日程調整させていただきます)			
■ 第1希望 :		■ 第2希望 :	
月 日 / 時 分 ~	月 日 / 時 分 ~		

6月10日(月)までに  
電話かFAXで  
お申し込みください

エヌピー通信社  
会計事務所  
事業承継支援室

www.e-syoukei.com

e-mail:  
kenichirou-k@np-net.co.jp

事業承継のご相談は  
事業承継支援室

事業承継ホットライン (通話料無料)  
☎ 0120-800-058

ご相談随時受付中  
(平日10:00~18:00受付)



〒104-0031  
東京都中央区京橋1-14-9 4階  
電話 03-6263-2093  
日本新聞協会 / 日本記者クラブ / 国会記者会 会員社  
エヌピー通信社ホームページ <https://www.np-net.co.jp/>

今すぐFAXでお申込みを



# 0120-613-336

※050番で始まるIP電話からはFAX番号03-6263-2914へご送信願います。

## 成功事例に学ぶ

# 顧問先からの紹介を増やす



コードが記載された名刺を渡しておく。社長さんが知人などに税理士のことを話す際には、事務所の名刺を渡してもらって、「このQRコードから覗いてみてよ」

会計事務所における顧客開拓の王道は、いつの時代も既存の顧問先からの紹介だろう。ただ、事務所によって紹介を受ける件数、さらに顧問契約につながっている件数はさまざま。アナログとデジタルを駆使して見込み客を誘導する事務所や、定期的に紹介キャンペーンを行うところもある。所員の飛び込み営業ノルマやインセンティブ等々、それぞれがあらゆる工夫で新規獲得を狙う。紹介件数の多い事務所の取り組みを探ってみた。

たとえば、それで社長さんがやるべきことは終わり。見込み客としても、ホームページを見れば社長さんの説明以上に税理士や事務所の雰囲気をじっくりと確認することができる。

ここでポイントがある。この方法で成功している税理士の多くが、QRコードからホームページに飛び、さらにホームページからインスタグラムやフェイスブックなどのSNSにリンクさせていることだ。ホームページだけでは伝わりにくい所長の人となりもSNSならより深く伝えることができる。昨今、デジタル一辺倒の様相だが、名刺というアナログなツールを使ってデジタルの情報につなげる好例といえそうだ。

もちろん、これは名刺に限ったことではない。昔ながらの手紙やFAXによる「事務所通信」などを活用している事務所も多い。また、エヌピー通信社が発行する中小企業経営者向け税務・財務月刊紙『社長のミカタ』など、定期刊行物を活用して、有益情報を積極的に提供するケースも少な

## アナログツール「名刺」が大活躍

いくつかの事務所取材したところ、見込み客が次々と舞い

売上げ減少に頭を悩ませているときに、顧問先から見込み客を紹介されるのは税理士にとって非常にうれしいものだ。もちろん、それは単なるラッキーではなく、所長やスタッフが地道に信頼を築き上げてきた結果といえよう。

ただ、そこで気になるのは、既存の顧問先から新たに見込み客を紹介されるペースが事務所によって異なることだ。顧問先が少ない事務所でも、見込み客の紹介を次々と受ける場所があれば、逆のパターンとして、多くの顧問先を抱えながらも見込み客の紹介が少ない事務所もある。

込んでくる事務所では、独自の戦略を講じているケースが多く見受けられた。例えば、事務所のホームページやSNSに誘導する名刺の活用だ。

社長さんが知り合いに自分の顧問税理士のことを話したとする。その際、知り合いから「その先生は、どんなひとですか?」と尋ねられると、社長さんは顧問税理士や事務所について話すが、いちいち細かく説明するのが面倒に感じることもあるだろう。

そこで税理士から顧問先の社長さんに対し、あらかじめ事務所のホームページにリンクするQR

くない。顧問先に小まめに送っておけば、社長さんが外出した際にもカバンに入っている確率は高まる。社長さんが誰かに顧問税理士について話をするタイミングで、いかに効率よく事務所の情報を伝えるツールが手元にあるかが勝負となる。もちろん、こうした「紙媒体」のツールにもQRコードが表記された名刺を添えて配布するべきだ。

また、最近は紹介してもらおう場合に、顧問契約にこだわらないという事務所が増えている。「セカンドオピニオン歓迎」「現在の顧問税理士先生との契約はそのままに、気軽にご相談ください」などとホームページに掲げる事務所も見erようになった。これなら社長さんとしても紹介するにあたってのハードルは下がる。

このほかのアナログツール活用例としては、発行コストを著者が負担する「カスタム出版」でセルフブランディングする税理士も多い。紙の出版物は「時代遅れ」と思われがちだが、東京・渋谷

区の税理士は、「IT全盛期であっても、ひとは紙の情報に価値を置く。しかも裏表紙に出版社名やISBNコードが印刷されている本はネット上のブログとは重みが違う。パンフレットは、ただの販促ツールとしてポイ捨てされるが、定価が記された書籍を差し上げれば感謝されることもある。絶対に元は取れている」と、紙媒体の効果を語る。

そして顧問先からの紹介を増やすもうひとつの戦略として目立ったのは、やはり謝礼金だ。顧問先からの見込み客の紹介に対して事務所から「対価」を支払うもので、多くは顧問契約が成約した時点で、紹介してくれた顧問先に一定額を還元する仕組みだ。事務所によっては定期的に「紹介キャンペーン」を実施して、顧問先に告知するところもあり、なかなか好評のようだ。

見込み客の紹介を増やすため、所員研修に力を入れる事務所もある。例えば、事務所の新人研修で数カ月間、飛び込み営業をさせるケースだ。こ

## 紹介者への謝礼金はアリ?

れにより、顧問先を1件獲得することの難しさ、1件失うことの痛さを肌で感じてもらい、顧問先を1件でも多く獲得しようという強い思い、そして自分の担当先を1件たりとも失わないように全力を尽くしてもらおうことを狙いとしている。その上で、事務所スタッフが顧客を獲得した際にはインセンティブを支払っている事務所も複数あった。

事務所によってさまざまな戦略が展開されているが、顧問先の社長さんに「うちの税理士を知り合いに紹介したい」と思ってもらおうことが、見込み客を紹介してもらうための基本だ。事実、具体的な戦略を講じなくても、日ごろの良質なサービスが評価され、紹介だけで年間100件以上の顧問契約に結び付けている事務所もあった。

結局、既存の顧問先が満足するサービスの提供が最も重要ということだ。

大量の「レシート」「領収書」「入出金帳」など

# 紙証憑の「スキャン作業」を

## JC スキャンセンター が代行します。

満足度  
**98.5%**

# PRICE

顧問先が増えても  
料金は据え置き

初期費用

# 0

円

基本料金

# 0

円

スキャン料金(枚)

# 12

円

数量によるディスカウントあり

「証憑データ化サービス」を活用して記帳業務を効率化したい場合、顧問先のレシートや領収書を大量にスキャンする必要があります。

- 紙証憑をスキャンする作業に新たな人材を採用したくない。
- 本来取り組むべき業務フローを  
変えることなく効率化を図りたい。
- 対応するスキャナーやPCなどの  
設備投資を避けたい。
- 紙証憑をスキャンする作業に  
会計専門職の人材を利用したくない。

このような  
お悩みをお持ちの  
会計事務所の方



## 設備投資やスタッフの確保にかかる負担を軽減

弊社が会計事務所様の代わりに「スキャン作業」を行うことで、設備投資やスタッフの確保にかかる負担を軽減し、会計事務所のスタッフは専門性の高い業務に専念できる環境を提供します。

JC スキャンセンター

# 03-6874-7587

受付時間 平日9:00~19:00 土日祝も対応  
FAX: 03-6874-7587

https://jc-scan.jp info@j-cre.co.jp

株式会社ジャパン・クリエーション 足立営業所

〒121-0822 東京都足立区伊興4丁目15番8号1階

- 顧問先の追加件数
  - 事務所内の利用人数
- 無制限**

# 中小企業のための オススメ助成金

特定社会保険労務士 川澄佳美

## 1974年スタート 雇用調整助成金の沿革

新型コロナウイルス感染症対策として、多くの事業者が利用した雇用調整助成金について、『税理士新聞』記念特集号を機会に、50年の沿革を紐解くこととする。

1974(昭和49)年の日本経済は、オイルショックにより物価が急上昇し、賃金は30~40年代では大幅な増加となったものの実質賃金の改善が遅れ、消費水準の停滞など労働者の生活への影響が強まり、戦後初めて経済成長率が前年比較でマイナスとなった。製造業を中心に離職率が増加し、中途採用の削減・停止、一時休業、希望退職者の募集など企業は雇用調整策を実施し、高度成長期の終息を迎えた時期である。

そうした中、1947(昭和22)年に制定された「失業保険法」を廃止し、74年に「雇用保険法」が制定された。失業保険法は、主に失業後のケアを重視するものであったが、雇用保険法は失業を防止するとともに、雇用の安定を図ることも重要な目的に据え、雇用調整援助措置として「雇用調整給付金」(雇用改善事業)が導入された。77(昭和52)年の同法改正では、失業の防止、職業転換を促進するための雇用安定事業が創設され、雇用調整給付金は、休業に加えて教育訓練や出向での雇用維持の方策にも給付範囲が拡大された。その後、81(昭

和56)年に給付金の整理統合が行われ、現在の「雇用調整助成金」に名称が変更されて現在に至る。

雇用調整助成金は、産業構造の変化への対応というよりは、個別の事業活動の縮小などに対する一時的な雇用維持策として活用されてきた。しかし、日本経済がひとたび不況になると、支給対象者や支給金額は急増し、一躍脚光を浴びることとなる。表は、雇用調整助成金の支給件数や支給金額を3期に分けて集計したものである。I期はリーマン・ショック・東日本大震災期、II期は平常期、III期がコロナ期となっている。1カ月あたりの支給金額合計を見ると、I期が222億円、II期は5億円。III期は2136億円で前2期とは比較にならない大幅増額となった。III期では、誰もが体感したこれまでにない緊急事態として、助成金の支給要件緩和や申請方法の簡略化など、過去なら不支給となる事業所においても受給が可能となったこともあり、金額が倍増した。筆者もコロナ期には、この助成金の相談や申請の対応に追われたが、たびたび申請方法や要件が変更され、申請のたびに確



認の時間を要した。また、この助成金は、規模により給付率は異なるものの、大企業も支給対象とされ規模の制限はない。コロナ期においては多くの大企業も利用しており、1件当たりの単価も高くなった。雇用調整助成金の財源は雇用保険から支出されるものであり、この影響により一般業種の雇用保険料率は2021(令和3)年の9.5/1000から23(令和5)年には15.5/1000と急増した。

助成金は、事業者が取り組みたい施策やより良い労働環境整備等を促進し、後押しとなるのが本来の意義ではないかと筆者は考える。このコーナーを読んでくださる税理士の方々やその顧問先事業者に対し、この先、コロナ期のような後ろ向き活用ではなく、より前向きな活用ができる今後の50年であるように願うばかりだ。

		I (60カ月)	II (73カ月)	III (12カ月)
		2008年12月~2013年11月	2013年12月~2020年1月	2020年2月~2021年1月
事業所数	合計	145,548	17,421	411,318
	1カ月あたり	2,426	239	34,277
件数	合計	2,321,948	107,759	1,924,081
	1カ月あたり	38,699	1,476	160,340
金額(億円)	合計	13,315	333	25,630
	1カ月あたり	222	5	2,136
1件あたりの支給金額(万円)		57	31	133

出典：JILPT「雇用調整助成金の支給実態—リーマン・ショックからコロナ禍1年目にかけて—」

## 事業再構築補助金 公募再開 審査を厳格化

中小企業などの業態転換を支援する「事業再構築補助金」が公募を再開した。同補助金は新型コロナ対策として導入されたが、安易な申請や支給が目立つとして、公募を中断していた。再開に当たり、補助対象となる分類が簡素化され、審査が厳格化されている。同補助金の申請に当たっては、税理士など認定経営革新等支援機関が事業計画書作成を支援する必要がある。

昨年11月の行政事業レビューでは、同補助金について「新型コロナ対策としての役割は終わりつつある」「申請書の精査、支給後のモニタリングといった仕組みが確立されない限り採択はいったん停止すべき」などの指摘があった。

これを受けて、補助金を出す対象の分類を従来の6つから、①成長分野進出枠、②コロナ回復加速化枠、③サプライチェーン強靱化枠——の3つに改組。市場拡大が見込まれる分野への参入や地域経済の活性化などに絞り込んだ。

またサウナやシミュレーションゴルフなど特定の業態転換に申請が集中していたことを踏まえ、審査を厳格化する。AIを使って同じ計画書の使い回しを検知し、排除する仕組みを導入する。交付決定前の経費を補助する「事前着手制度」は原則廃止。これまで支給企業に対して1年ごとに求めていた報告を四半期ごとに改め、厳格な運用を目指す。

補助金の上限は、成長分野進出枠で1億5千万円、コロナ回復加速化枠で2千万円、サプライチェーン強靱化枠で5億円。申請期限は7月26日となっている。

## 高野山「入山税」導入へ

### オーバーツーリズム対策

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する高野山がある和歌山県高野町は、観光客から徴収する「入山税」など法定外税を2028年までに導入する方針を発表した。オーバーツーリズム(観光公害)対策に充てたい考えで、税額などは今後調整していくという。

町によると、高野山への観光客は年間約150万人で、紅葉シーズンには1日に3万人が訪れることもあるという。町の人口は23年1月時点で2732人。急激に過疎化が進むなかで、観光客も利用するインフラの維持管理費の確保が困難になっている。

法定外税とは、地方税法に定めがなく、各地方自治体の条例で導入できる地方税のこと。税収の使い道が自由な法定外普通税と、目的を定めた法定外目的税がある。00年4月の地方分権一括法による地方税法の改正で、法定外普通税が総務大臣による許可制から同意を要する協議制に改められると同時に、法定外目的税が創設された。さらに04年度税制改正では、総務大臣への協議と同意が求められていた税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮についても不要とした。

法定外税は全国の自治体で採用され、法定外目的税では東京都や京都市などが「宿泊税」を導入している。法定外普通税では、東京都豊島区が狭小住宅の建設を制限するために導入している「狭小住宅集合住宅税(ワ

ンルームマンション税)や、世界遺産・

宮島を訪問する際に納める「宮島訪問税」(広島県廿日市市)などがある。過去には、多くの自治体で犬の飼い主が支払う「犬税」が導入されていたが、1982年に廃止した長野県東筑摩郡四賀村(現：松本市)を最後に、全ての地方公共団体に廃止されている。



▲高野山金剛峯寺根本大塔

### 訃報 ご冥福をお祈りいたします

<b>相馬錫一氏</b> (東北会弘前支部) 1月3日、89歳	<b>小林恒男氏</b> (東京地方会相模原支部)	<b>小林広治氏</b> (東海会尾張瀬戸支部) 67歳
<b>武田哲氏</b> (関東信越会熊谷支部) 1月1日、74歳	<b>稲葉恭治氏</b> (東京地方会神奈川支部)	<b>小泉治氏</b> (東海会刈谷支部) 84歳
<b>荒井隆氏</b> (関東信越会館林支部) 1月2日、67歳	<b>渡邊洋氏</b> (東京地方会川崎南支部)	<b>野崎宗治氏</b> (東海会沼津支部) 67歳
<b>田中好二氏</b> (関東信越会高崎支部) 1月6日、93歳	<b>杉元龍太郎氏</b> (東京地方会藤沢支部)	<b>出口昌氏</b> (東海会桑名支部) 93歳
<b>塚本弘氏</b> (関東信越会新潟支部) 1月8日、92歳	<b>尾辻七郎氏</b> (東京地方会藤沢支部)	<b>本庄繁任氏</b> (近畿会東支部) 1月4日
<b>雨宮幸雄氏</b> (千葉県会千葉西支部)	<b>久保谷松也氏</b> (東京地方会小田原支部)	<b>勢川保夫氏</b> (近畿会富田林支部) 1月4日
<b>入村啓之氏</b> (東京地方会神奈川支部)	<b>増田富三氏</b> (東海会藤枝支部) 92歳	<b>中尾知明氏</b> (近畿会西宮支部) 1月7日
<b>鈴木文哉氏</b> (東京地方会甲府支部)	<b>草深進氏</b> (東海会松阪支部) 89歳	<b>木本謙三氏</b> (南九州会) 12月11日、73歳

### 能登半島地震災害義援金

## 日本赤十字社へ 寄付しました

エヌピー通信社はこのほど、全国の読者から寄せられた総額11万4377円を「能登半島地震災害義援金」として日本赤十字社へ寄付しました。ご協力いただき誠にありがとうございました。





3年のご提供実績。その効果を実証!

# 「JDL AI-OCRご体感フェア」

6月3日より全国31会場で開催・参加無料

## 5,500件を超える会計事務所でご利用いただいている確かな実績!

「JDL AI-OCRご体感フェア」では、3年間のご提供実績から見てきた会計事務所の業務改善効果を、実例を交えてご紹介。さらに、新開発の「オンタイム仕訳生成処理」など、最新のAI-OCRシステムをデモンストレーションにて詳しくご覧いただけます。「JDL AI」の実力を、ぜひ、その目でお確かめください。

## 顧問先1件分(約250仕訳)の仕訳生成がわずか**2**分で完了!

あっという間に仕訳が生成される様子を動画でご覧いただけます!



**新開発** 証ひょう読み取りと同時に仕訳を生成! 「**オンタイム仕訳生成処理**」

レシート・領収証**100**枚



通帳 見開き**3**ページ



クレジットカード明細**3**枚



※レシート・領収証100枚、通帳見開き3ページ、クレジットカード明細3枚(計 約250仕訳)を、弊社所定のサーバーおよび証ひょう読み取り機器にて読み取り、JDL AIによる仕訳データ生成を行った実測値です。動作速度等は、ご利用環境・対象となる証ひょうの種類・内容によって異なります。

JDLのワークステーションなら  
通帳や証ひょうを自席で読み取り!

**JDL Scan stand**



- 証ひょうの読み取り設定を自由に変更!  
収支管理表などの独自資料にも幅広く対応
- 「JDL AI」の活用は会計事務所内で完結!  
証ひょうや書類を外部に出すことなく安全に処理
- 利用量に応じた追加費用は一切不要!  
活用すればするほどコストパフォーマンスを発揮

皆様のご来場を、心よりお待ちしております。

**開催日程** 札幌(6/10)、青森(6/6)、仙台(6/3)、郡山(6/6)、宇都宮(6/7)、新潟(6/7)、水戸(6/6)、大宮(6/7)、川口(6/4)、千葉(6/4)、有楽町(6/4)、新宿(6/10)、池袋(6/3)、立川(6/5)、川崎(6/11)、横浜(6/5)、町田(6/3)、長野(6/3)、静岡(6/10)、名古屋(6/5)、岐阜(6/3)、金沢(6/6)、京都(6/5)、梅田(6/10)、難波(6/3)、神戸(6/4)、高松(6/6)、広島(6/6)、福岡(6/3)、熊本(6/6)、沖縄(6/11)

★1回2時間ごとの時間指定による予約制とさせていただきます。

ご来場のお申込み、その他の最新情報は、ホームページをご覧ください

JDL

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)  
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>